茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン 第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン (略) 4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 (略) 市は、この計画のすべての事項を通じて、 <u>男女共同参画</u> の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。 | P2 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン 第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン (略) 4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 (略) 市は、この計画のすべての事項を通じて、 <u>男女双方</u> の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。 |
| 第1章 地震災害対策の計画的な推進 | P 4 第 1 章 地震災害対策の計画的な推進 |

第2 社会的条件

1 人□※

(略)

本市の人口は、平成30年〇月〇日現在〇〇〇,〇〇〇人であり、1km² 当たりの人口密度は、およそ○. ○○○人です。

(※修正時点での直近の数値を反映します)

第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件

2 土地利用状況

本市北部の丘陵地帯の多くは山林と畑で、一部文教用地(文教大学)があり ます。

(削除)

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社東海道本線(以下「JR東海道線」という。) が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西に東日本旅客鉄道株式会社相模線 (以下「JR相模線」という。) が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の2つの 駅を有しています。

市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周 辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系があり ます。市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに 展開しています。

(削除)

第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件

(略)

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成29年2月1日現在240,934人であり、1km² 当たりの人口密度は、およそ6、749人です。

2 土地利用状況

本市北部の丘陵地帯の多くは山林と畑で、一部文教用地(文教大学)があり ます。

また、2つのゴルフ場が平野部との境界線を形成しています。

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社東海道本線(以下「IR東海道線」という) が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西に東日本旅客鉄道株式会社相模線 (以下「IR相模線」という)が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の2つの駅 を有しています。

市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周 辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系があり ます。市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに 展開しています。

市域の防災空間をみると、市北部の市街化調整区域にはスリーハンドレッド

(略)

4 道路状況

市内の幹線道路としては、南部の海岸線に国道134号、市街地を通る国道1号、ほぼ市の中央部に新湘南国道<u>及びさがみ縦貫道路</u>が東西に走っています。国道1号 以南は、古くからの市街地であり、地域内の道路は<u>幅員が狭く</u>非常に不整形な道路 網を形成しています。

新

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第4節 被害想定

第1 地震被害の想定

(略)

3 被害想定結果

(略)

(2) 被害想定結果

| | 都心南 | 三浦半島 | 神奈川 | 東海地 | 南海ト | 大正型 | 元禄関 | 相模トラフ沿 | |
|-------|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|------------|--|
| | 部直下 | 断層群の | 県西部 | 震 | ラフ巨 | 関東地 | 東地震 | いの最大クラ | |
| | 地震 | 地震 | 地震 | | 大地震 | 震 | | スの地震 | |
| (略) | | | | | | | | | |
| 災害廃 | | | | | | | | | |
| 棄物 | 12 | <u>2</u> | * | * | <u>1</u> | 427 | 435 | <u>561</u> | |
| (万 t) | | | | | | | | | |

*:わずか(計算上0.5以上10未満)

(略)

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

(略)

第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

7担し沖末み、1 11. カ

クラブゴルフ場と湘南カントリークラブゴルフ場、国道134号沿いに茅ヶ崎 ゴルフ倶楽部と湘南シーサイドカントリークラブゴルフ場があります。海岸部 には、海浜と砂防林として密生した松林からなる湘南海岸公園が主な防災空間 です。また、小出川沿いの「萩園地区」「西久保地区」には田や畑が、「中島 地区」「柳島地区」には畑が多くみられます。

(略)

4 道路状況

市内の幹線道路としては、南部の海岸線に国道134号、市街地を通る国道1号、ほぼ市の中央部に新湘南国道が東西に走っています。しかし、国道1号以南は、古くからの市街地であり、地域内の道路は<u>狭幅員かつ</u>非常に不整形な道路網を形成しています。

P 6

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第4節 被害想定

第1 地震被害の想定

(略)

3 被害想定結果

(略)

(2) 被害想定結果

| | 都心南 | 三浦半島 | | | 元禄関 | 相模トラフ沿 | | | |
|-----------------------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|-----------|----------|----------------|--|
| | 部直下 地震 | 断層群の 地震 | 県西部 地震 | 震 | ラフ巨大地震 | 関東地震 | 東地震 | 地震 いの最大クラ スの地震 | |
| (略) | | | | | | | | | |
| <u>震災</u> 廃 棄 物 (万 t) | <u>25</u> | <u>274</u> | 338 | <u>625</u> | <u>111</u> | <u>29</u> | <u>5</u> | 7 | |

*:わずか(計算上0.5以上10未満)

(略)

P 1 4

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

(略)

第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

(略)

1 指定指定地方行政機関

(略)

- (5) 東京管区気象台(横浜地方気象台)
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地振動に限る)及 び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

新

- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力

(削除)

(削除)

(削除)

(略)

3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(略)

(14) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

(略)

イ 災害ボランティアセンターの設置運営訓練

(略)

第5 災害予防責任者の責務

市、県、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関の長、 公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第46条から 第49条の3の規定に基づき、災害予防責任者として法令または各々の防災計 画の定めるところによりそれぞれの所掌事務または業務について、次の事項に 取り組みます。

- ア 災害を予測し、予報し、または災害に関する情報を迅速に伝達するために 必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。
- イ 防災業務計画または地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に 関する組織を整備するとともに、防災に関する事務または業務に従事する職 員の配置及び服務の基準を定める。
- ウ 他の災害予防責任者と共同して、防災教育の実施に努めるとともに、防災

(略)

1 指定指定地方行政機関

(略)

- (5) 東京管区気象台(横浜地方気象台)
- ア 気象・洪水・高潮・波浪・地震津波・火山現象に関する特別警報、警報、 注意報及び情報の関係機関への伝達

旧

- イ 特別警報、警報、注意報等の伝達体制の整備
- ウ 気象災害の発生に関する調査の実施
- エ 気象観測の実施及び観測施設の維持管理
- オ 気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画担当への助言
- カ 風水害等に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
- キ 発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応
- ク 火山現象予警報等の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施 (略)
- 3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(略)

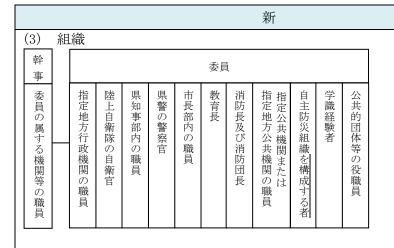
(14) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

イ 災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練

(略)

(新設)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 訓練を実施する。 | |
| エ 災害応急対策または災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、も | |
| しくは点検し、または管理する防災に関する施設及び設備を整備、点検する。 | |
| オ 災害応急対策または災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、または他 | |
| の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、 | |
| 共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、または応援するため | |
| - に必要な措置を講ずるよう努める。 | |
| カ 災害応急対策または災害復旧の実施に際し物資供給事業者等の協力を得る | |
| ことを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の | |
| 協力を得るために必要な措置を講ずるよう努める。 | |
| キ 要配慮者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を講ず | |
| <u>る。</u> | |
| ク その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべ | |
| き状態等を改善する。 | |
| | P 2 1 |
| 第1章 地震災害対策の計画的な推進 | 第1章 地震災害対策の計画的な推進 |
| 第6節 防災組織の充実 | 第6節 防災組織の充実 |
| 第1 市の防災組織 | 第1 市の防災組織 |
| 1 茅ヶ崎市防災会議 | 1 茅ヶ崎市防災会議 |
| (略) | (略) |
| (2) 所掌事務 | (2) 所掌事務 |
| ア 茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、その実施の推進 | ア 茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、その実施の推進 |
| イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議 | (新設) |
| ウ イの重要事項に関する市長への意見 | (新設) |
| <u>エ</u> その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務 | <u>イ</u> その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |



2 茅ヶ崎市災害対策本部

(略)

(2) 所掌事務

<u>茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ防災関係機関と連携し、次の事務を行います。</u>

- ア 市域に係る災害に関する情報の収集
- イ <u>市域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方</u> 針の作成、並びに当該方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施

第1章 地震災害対策の計画的な推進

- 第8節 東日本大震災の教訓と継承
- 第5 男女共同参画の視点への配慮

東日本大震災では、長期にわたる避難所生活において、災害時における男女のニーズの違い等、<u>男女共同参画</u>の視点に配慮して運営していくことの重要性が明らかになりました。

市は、災害時に男女がともに支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、防災計画の策定や各種マニュアル作成の過程において、<u>男女共同参画</u>の視点を最大限に反映できる環境を整備します。

第2章 災害に強い組織・人づくり

(3) 組織

幹 委員 事 委員の属する機関等 指定地方行政機関の 陸上自衛隊の自衛官 市長部内の 指定地方公共機関のi指定公共機関または 自主防災組織の代表 学識経験者 県警の警察官 消防長及び消防団長 公共的団体等の 事部内の職員 没職員 職員 の職員

2 茅ヶ崎市災害対策本部

(略)

(2) 所掌事務

(新設)

ア 茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより市域に係る災害予防及び災害 応急対策の実施

旧

イ 市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集

P 2 4

- 第1章 地震災害対策の計画的な推進
- 第8節 東日本大震災の教訓と継承
- 第5 男女双方の視点への配慮

東日本大震災では、長期にわたる避難所生活において、災害時における男女 のニーズの違い等、<u>男女双方</u>の視点に配慮して運営していくことの重要性が明 らかになりました。

市は、災害時に男女がともに支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、防災計画の策定や各種マニュアル作成の過程において、<u>男女双方</u>の視点を最大限に反映できる環境を整備します。

P 2 6

第2章 災害に強い組織・人づくり

| 新 | III |
|--|---------------------------------------|
| 第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災の推進 | (新設) |
| 自然現象による災害の発生すべてを防ぎきることは困難なため、発災 | <u>災前の備</u> |
| <u>えに加えて、市や防災関係機関による発災後の迅速かつ的確な応急対</u> | 策 (「公 |
| 助」)はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動(「自助」)や地 | 也域住民 |
| が協力して行う防災活動(「共助」)の連携により、被害を最小限に抑え | <u>える「減</u> |
| 災」に向けた取組が重要です。 | |
| そのため、市民や事業者、地域住民による減災行動に対する理解の低 | <u>足進と、</u> |
| その実践を図ることで、「自助」、「共助」、「公助」の考え方に基づく減り | 災を推進 |
| <u>します。</u> | |
| 第1 「自助」、「共助」、「公助」の定義 | |
| 「自助」とは、自らが自分や家族を守るために自発的に行う防災活動で | <u>です。「自</u> |
| らの身を自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。 | |
| 「共助」とは、自主防災組織をはじめとした地域住民が、互いの安全 | |
| のために協力して行う防災活動です。「自分たちの地域は自分たちで守る | <u>る」こと</u> |
| は、地域の安全を守るために効果的な方法です。 | |
| 「公助」とは、市をはじめ、国・県・警察といった公的機関が、日頃 | |
| 災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応です。 | |
| 本計画では、主に平常時及び災害時における公助の取組をまとめてい | <u>`ます。</u> |
| 第2 「自助」、「共助」の取組 | |
| 「自助」、「共助」、「公助」は互いに連携することで大きな減災に | |
| ります。そのため、平時から「自助」、「共助」について考え、地震災 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| えておくことが重要となります。平常時、災害時において求められる自 | <u> </u> |
| 助の取組の主なものは次のとおりです。 | |
| 平常時の取組 災害時の取組 | |
| ・基本的な防災知識の習得 ・災害関連情報の収集 ************************************ | |
| ・災害情報の収集手段の確保・身の安全の確保・ | |
| ・応急手当の知識の習得・家族の安否確認・ | |
| <u>自</u> ・ハザードマップによる災害危険箇・初期消火 | |
| <u>助</u> 所、避難場所・避難経路の確認 ・避難所への避難、在宅避難 | |
| ・家族との連絡方法の確認 など | |
| ・食料、飲料水、その他の生活必需 | |
| <u>物資の備蓄</u> | |

| | 新 | | 旧 |
|------------------------------|--|---|---|
| 共助 | ・非常持出品の点検、置場所の確認 ・防災訓練・地域活動等への参加など ・ハザードマップによる災害危険箇所、避難経路、避難場所の確認・要配慮者の見守り活動・防災訓練の実施・自主防災組織による普及啓発・一時避難場所の選定など | ・災害関連情報の収集 ・近隣住民による負傷者の救出 ・要配慮者の安否確認、救出救護、 避難誘導の支援 ・地域住民による初期消火 ・避難所開設の協力 ・避難所での相互協力 など | |
| 第 <u>2</u> (略 【現 〇市 | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | P 2 6 第 2 章 災害に強い組織・人づくり 第 1 節 防災知識の普及・啓発 (略) 【現状】 ○市は、 <u>防災研修会等の開催、防災訓練を通じて、市民に対して、防災知識の</u> 普及・啓発を図っています |

ています。

(削除)

○ (略)

【課題】

(略)

(削除)

(削除) ※課題の最後に移動

(削除)

○高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする者(以下 「要配慮者」という。)を災害から保護するためには、その支援者を含めて災 害時の適切な避難行動等について周知を図る必要があります。

- <u> 晋及・啓発を図っています。</u>
- ○市は、広報紙への防災特集の掲載や各種ハザードマップ等を作成し、各家庭 へ配布しています。
- (略)

【課題】

(略)

- ○地域防災力の強化のためには、「自助・共助」の取り組みが重要です。
- ○災害時には男女のニーズの違いを認識し、双方の視点を持つことが必要です。
- ○自主防災組織や災害対策地区防災拠点配備職員(以下「配備職員」という。) 学校職員が災害時に連携して避難所の開設及び避難者の受け入れを行うため には、平常時からの顔の見える関係が必要です。
- ○障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等(以下「要配慮者」という。)や 支援者の災害時の負担を軽減するために、防災知識の普及・啓発が必要です。

(略)

○企業<u>の防災体制の強化を図るとともに、社会福祉施設等の防災上重要な施設</u> <u>の管理者に対する防災意識の向上を図る必要があります。</u>

新

- ○<u>市は、職員に対する研修等を通じて、</u>平常時から災害時における業務の習熟 を図る必要があります。
- ○これまでの大規模な災害においても、性別や年齢、様々な社会的立場により 災害から受ける影響が異なることが課題となっており、各種の防災対策は、 男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮して行われる必要があり ます。

【取り組みの方向】

第 1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部、都市部 (削除)

1 防災研修会等の開催

市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ防災知識の普及・啓発を図ります。

2 防災訓練の実施

市及び自主防災組織は、大規模地震等の発生を想定し、市が主催する防災訓練や、地域が主体となって行う地区防災訓練への積極的な参加を促します。 (削除)

3 広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の配布

市は、広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等<u>の配布により、浸水想</u> 定区域及び浸水深、避難所等に加え、津波発生時の避難に必要な基礎的な情報 を掲載し、市民の防災意識の啓発に努めます。

4 家庭における防災対策等の普及・啓発

(略)

第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、消防本部

1 防災研修会等の開催

市は、防災研修会等を開催し、自主防災組織における防災知識の普及を図ります。

また、その研修を通じ、要配慮者への配慮や災害時の男女のニーズの違い等、 <u>男女共同参画</u>の視点に十分配慮する必要性<u>について</u>普及・啓発を図ります。 (削除) (略)

○企業<u>、事業所(以下「企業等」という。</u>)における自主防災体制の強化には、 その地域の自主防災組織との連携が必要です。

旧

(新設)

【取り組みの方向】

第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部、都市部

- 1 市民への防災知識の普及・啓発
- (1) 防災研修会等の開催

市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ防災知識の普及・啓発を図ります。 (2) 防災訓練の実施

市及び自主防災組織は、大規模地震等の発生を想定し、市が主催する防災訓練や、地域が主体となって行う地区防災訓練への積極的な参加を促します。

2 家庭への防災知識の普及・啓発

(1) 広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の作成

市は、広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等<u>の作成を行い、</u>各家庭に配布し、それらの内容について理解が得られるよう努めます。

(2) 家庭における防災対策等の普及・啓発 (略)

第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、消防部

1 防災研修会等の開催

市は、防災研修会等を開催し、自主防災組織における防災知識の普及を図ります。

また、その研修を通じ、要配慮者への配慮や災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する必要性に対し、普及・啓発を図ります。

2 災害対策地区防災拠点打合会の開催

市は、災害対策地区防災拠点(以下「地区防災拠点」という。)打合会を開催

旧 し、自主防災組織や配備職員、学校職員の顔合わせを行い、避難所の開設、運

2 ホームページの活用

市は、<u>市</u>ホームページに各自主防災組織の取り組みや訓練内容、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアル<u>や動画</u>の掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。

3 自主防災組織活動マニュアルの作成支援

市は、自主防災組織が災害時に迅速かつ<u>効果的</u>に地域内での応急対策活動を 実施できるよう、<u>自主防災組織活動の手引を作成しています。市は、この手引をもとに、自主防災組織の災害時及び平常時の活動内容について周知・啓発を</u> 図るとともに、各自主防災組織における活動マニュアルの作成を支援します。

第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、文化 生涯学習部、福祉部、こども育成部、<u>保健所</u> (略)

2 防災訓練の参加促進

市及び自主防災組織は、要配慮者の防災訓練の参加を促進します。

第 4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども 育成部、<u>教育推進部</u>

(略)

第5 企業等に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、<u>消防本部</u> (略)

3 地域との連携

企業等は、<u>自主防災組織が実施する防災訓練への協力等、地域の自主防災組</u>織との連携協力体制の構築に努めます。

第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 総務部、市民安全部

1 職員に対する研修

市は、<u>職員の災害対応能力の向上を図るため、地域で想定される災害や災害</u>発生時の行政の役割、求められる行動等についての職員研修を実施します。

2 災害対策地区防災拠点に配備する職員に対する研修

営に係る基本的事項を確認することで、地域防災力を強化します。 3 ホームページの活用

市は、ホームページに各自主防災組織の取り組みや訓練内容の紹介、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルの掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。

4 自主防災組織活動マニュアルの作成

市は、自主防災組織が災害時に迅速かつ<u>的確</u>に地域内での応急対策活動を実施できるよう、<u>活動の手引きとなる自主防災組織活動マニュアルを作成しています。</u>

この自主防災組織活動マニュアルは、基本的な活動の手引きとして位置づけ、 自主防災組織が必要に応じ、地域の特性に応じた行動手順書としてとりまとめ ていけるよう、市はその支援を行います。

第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、文化 生涯学習部、福祉部、こども育成部、<u>保健所部</u> (略)

2 防災訓練への参加促進

市及び自主防災組織は、要配慮者に対し、防災訓練への参加を促進します。

第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども 育成部、<u>教育部</u>

(略)

第5 企業等に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、<u>消防部</u> (略)

3 地域との連携

企業等は、<u>自主防災組織と連携し、自己の自主防災体制において災害時に協力して活動が行えるよう、共助づくりを進めていきます。</u>

第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 総務部、市民安全部

1 職員研修会の実施

市は、<u>災害発生時における組織の役割分担、職員の行動等について習得を図ることを目的とした防災訓練や防災研修会等を実施します。</u>

2 配備職員研修会の実施

ΙĦ

市は、<u>災害対策地区防災拠点に配備する職員に対し、災害対策地区防災拠点の役割や避難所の開設、運営等についての研修</u>を実施するとともに、<u>災害対策</u>地区防災拠点打合会や各種訓練への参加を促進します。

第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 市民安全部

災害時における性別の違い等による課題を未然に防ぐためには、男女で災害から受ける影響が異なることに配慮することや、防災・復興の主体的な担い手として女性を位置づけることなどを通じて、地域における生活者などの多様な視点から、防災対策を考え、実施し、地域の防災力を高めていくことが重要となります。

そこで、市は、災害時に男女の人権が尊重され、地域の生活者がともに支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。

1 災害から受ける影響の性別による違い等への配慮の周知・啓発

性別により災害時の困難傾向やニーズに違いのあることや、災害時には衛生・育児・介護といった複雑かつ広範な生活ニーズを多様な被災者の立場から 把握すること、家庭・地域・組織において人々が担っている役割・責任に違いがあり、発言力にも差があるということ等に配慮した防災対策について防災研修会等で周知、啓発を図ります。また、女性向けの防災知識の普及啓発等により、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性防災リーダーの育成を行います。

2 男女の人権を尊重した避難所運営の周知・啓発

男女の人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、授乳室等の整備、安心して相談等のできるスペースの確保等の男女の人権を尊重した避難所運営について周知、啓発を図ります。

第2章 災害に強い組織・人づくり

第3節 自己備蓄の推進

(略)

【現状】

P 2 9

第2章 災害に強い組織・人づくり

第2節 自己備蓄の推進

(略)

【現状】

市は、配備職員に対し、避難所の開設や運営等を迅速かつ柔軟に行うことを 目的とした研修会を実施するとともに、避難所打合会の出席、各種訓練への参加を促進します。

(新設)

- ○ライフライン機能の停止、緊急輸送道路等の遮断等により、<u>被災地外からの</u> 支援を受けるまでには、数日程度の期間を要するものと見込まれます。
- ○市は、広報紙等により、<u>災害への備えや自己備蓄の推進</u>について啓発しています。

【課題】

(削除)

- ○<u>災害発生時にはライフライン機能の停止、飲料水や食料の不足が想定される</u>ため、市民及び企業等は、平時から飲料や食料等の備蓄に努めることが必要です。
- ○女性や要配慮者等は、避難生活<u>に備え、個々の状況に合わせた事前の準備を</u> 十分に行うことが重要です。

【取り組みの方向】

第1 自己備蓄の推進 市民安全部

(略)

1 主な自己備蓄

7日分以上の備蓄を確保する。

(1) 飲料水(備蓄の目安は1人1日3リットル)

(略)

第2章 災害に強い組織・人づくり

第4節 地域防災力の強化

地域防災力とは、「住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団 その他地域における多様な主体が行う防災活動並びに行政及びその他の公共機 関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地 域における総合的な防災の体制及びその能力」です。市はこの地域防災力を強 化することで、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

○略

○市<u>内</u>には、<u>平成30年4月</u>現在、137自主防災組織が結成され、各組織で

- ○ライフライン機能の停止、緊急輸送道路等の遮断等により、<u>広域的な援助</u>を 受けるまでには、数日程度の期間を要するものと見込まれます。
- ○市は、広報紙等により、自己備蓄の推進について啓発しています。

【課題】

- ○本市<u>は、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定及び神奈川県西部地震、</u> 南関東地震等大規模地震の発生が心配されており、これら 災害発生時にはライフライン機能の停止、飲料水や食料の流通断絶が想定されます。
- ○<u>市は、災害に備え、飲料水や食料、トイレ対策、各種資機材等の備蓄を進め</u>ていますが、市の備蓄だけでは、十分な量を賄うことができません。
- ○市民及び企業等は、おおむね7日分以上の飲料水(備蓄の目安は1人1日3 リットル)や食料を備蓄しておくことが大切です。
- ○女性や要配慮者等は、避難生活<u>の負担を軽減するために、その特性に応じた</u> 自己備蓄に取り組む必要があります。

【取り組みの方向】

第1 自己備蓄の推進 市民安全部

(略)

1 主な自己備蓄

3日分以上の備蓄を確保する。

(1) 飲料水

(略)

P 3 1

第2章 災害に強い組織・人づくり

第3節 地域防災力の強化

市は「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年12月13日法律第110号)を踏まえ、市民、自主防災組織、消防団等により、地域防災力の充実強化に関する取り組みが円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

○略

○市には、<u>現在</u>137自主防災組織が結成されています。

<u>(平成29年4月1日</u>

は、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。

○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修 を実施しており、平成30年○月現在、○名(うち女性○名)の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。

(削除)

【課題】

- ○地域防災力の強化を図るためには、その中核を担う消防団の充実強化が重要です。
- ○略
- ○略
- ○略

(削除)

○<u>男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めるためには、地域防災活動に</u> おける、女性の参加が重要です。

【取り組みの方向】

第1 消防団の強化 消防本部、消防団

(略)

第2 自主防災組織の育成 市民安全部、自主防災組織 (略)

2 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の育成・強化のため、自主防災組織による各種の活動を支援します。

(1) 自主防災組織活動マニュアルの作成及び活用の支援

市は、自主防災組織が地域の特性を踏まえ平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を行うために、地区の防災計画となる「自主防災組織活動マニュアル」の作成を支援します。また、マニュアルに基づく各種の防災活動の実施を支援します。

(2) 防災訓練の支援

現在)

○2,056名(うち女性608名)の防災リーダーが地域防災力の向上のために活動しています。(平成29年9月1日現在)

旧

- ○市は、防災リーダー養成研修を実施し、防災リーダーに対するフォローアップ研修会や防災研修会等を開催しています。
- ○市は、自主防災組織における防災用資機材の整備について、茅ヶ崎市市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき補助しています。

【課題】

(新設)

○略

○略

○略

- ○自主防災組織、消防団及び企業等が災害時に連携して活動できる体制整備が 必要です。
- ○<u>女性の能力や特性を生かした防災体制を構築するため、女性の防災力の向上</u>が必要です。

【取り組みの方向】

第1 消防団の強化 消防部、消防団

(略)

第2 自主防災組織の育成 市民安全部、自主防災組織 (略)

2 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の育成・強化のため、自主防災組織の運営等に対し支援を行います。

(1) 補助金の交付

ア 市は、自主防災組織が行う防災用資機材の整備に対し、茅ヶ崎市市民安全 部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき補助します。

(2) 職員派遣

市は、まちぢから協議会や自主防災組織等が実施する防災訓練について、訓練企画の助言や防災資機材の取扱方法の実技指導等を行うことで、その実施を支援します。

(3) 防災研修会の支援

市は、地域で想定される災害や、家庭や地域における事前の備え等の防災知 識の普及・啓発を図るため、自主防災組織等が行う防災研修会等に職員を派遣 します。

(4) 補助金の交付

市は、自主防災組織が行う防災訓練や防災資機材の整備等に対し、茅ヶ崎市 市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しま す。

第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織

(略)

2 災害時の主な活動

(略)

(2) 初期消火活動の実施

自主防災組織は、火災発生時に、<u>移動式</u>ホース格納箱(消火栓を利用した消火器具)、消火器、水バケツ等を使い、地域の協力のもと初期消火に努めます。 (略)

第4 防災リーダーの養成 市民安全部

1 防災リーダーの養成

市は、防災リーダー養成研修により、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成を行い、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

2 防災リーダーの活動

防災リーダーは、<u>自らの地域は自らで守るという「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに</u>、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、避難所の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。

ΙF

- ア 市は、要請により防災研修会等の防災知識の普及・啓発を実施します。
- イ 市は、防災訓練の指導を実施します。
- (3) 自主防災組織活動マニュアルの作成及び活用の支援

ア 市は、自主防災組織が平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を 行うために地区の防災計画として作成する「自主防災組織活動マニュアル」の 作成及び活用において、地域の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、計画 に基づく防災活動を実践し、計画の評価や見直しを行うことができるよう支援 します。

第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織

(略)

2 災害時の主な活動

(略)

(2) 初期消火活動の実施

自主防災組織は、火災発生時に、ホース格納箱(消火栓を利用した消火器具)、 小型軽量ポンプ、消火器、水バケツ等を使い、地域の協力のもと初期消火に努 めます。

(略)

第4 防災リーダーの育成 市民安全部

1 防災リーダーの育成

市は、防災リーダー養成研修により、地域防災の担い手となる防災リーダーの<u>育成</u>を行い、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。 また、防災リーダーは、豊富な知識と習得した技術を活用し、地域の防災力 の強化を図ります。

2 防災リーダーの活動

防災リーダーは、<u>自主防災組織の活動を補佐する立場として、</u>平常時には<u>防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導者としての役割を担い</u>、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導等の応急対策活動にあたるほか、避難所の開設及び運営にあたります。

I F

第5 女性防災リーダーの養成 市民安全部

1 女性防災リーダーの養成

市は、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等において女性の特性や能力を生かすために、女性防災リーダーを積極的に養成します。

2 女性防災リーダーの活動

災害時においては、<u>男女の人権が尊重され、地域の生活者</u>が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、<u>男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した地域の防災活動を推進します。</u>

特に、避難所<u>の運営</u>においては、早期から女性が運営に関わり、女性の視点を取り入れ、女性専用スペースの確保、妊産婦や乳幼児に対する支援を含め、男女のニーズの違いに十分配慮し、<u>様々な被災者</u>が安心して避難生活を送<u>るこ</u>とのできる環境づくりに向け、行動することが期待されます。

第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市民安全部

市内の一定の地区内の住民及び事業者は、当該地区における防災力の向上を 図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体 制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとします。この場合、必要に 応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地 区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行 うこととします。

市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう提案があり、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとします。

第2章 災害に強い組織・人づくり

第5節 地域における要配慮者への支援体制

(略)

【現状】

(略)

○市は、「避難行動要支援者支援計画(全体計画)」に基づき、平常時からの情報提供に同意の得られた避難行動要支援者の情報を、避難支援に係わる関係者に平常時から提供することで、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを進めています。

第5 女性防災リーダーの育成 市民安全部

1 女性防災リーダーの育成

市は、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等において女性の特性や能力を生かすために、女性防災リーダーを積極的に育成します。

2 女性防災リーダーの活動

災害時においては、<u>男女</u>が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、<u>女性ならではの気配りや</u>その特性を生かして活動することにより、地域防災力の強化を図ります。

<u>また</u>、避難所においては、早期から女性が運営に関わり、女性の視点を取り入れ、女性専用スペースの確保、妊産婦や乳幼児に対する支援を含め、男女のニーズの違いに十分配慮し、<u>男女双方</u>が安心して避難生活を送<u>れる環境を整備</u>します。

(新設)

P 3 5

第2章 災害に強い組織・人づくり

第4節 地域における要配慮者への支援体制

(略)

【現状】

(略)

(新設)

【課題】

【課題】

(略)

○平常時からの避難支援に係わる関係者への情報提供に同意を得ているのは、 避難行動要支援者の半数にとどまっているため、同意者を増やすことで、避

新

難行動要支援者の避難支援体制を強化する必要があります。

【取り組みの方向】

第 1 要配慮者への支援体制の確立 文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、 保健所

(略)

(削除)※第4章第16節第5へ移動

第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部

市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の<u>支援</u>体制を整えます。

(略)

第3 避難行動要支援者支援制度の周知・啓発 市民安全部、福祉部

災害時に、避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するためには、平常時からより多くの避難行動要支援者の情報を搭載した名簿を避難支援等関係者へ提供し、避難誘導や安否確認等の避難支援体制づくりを行うことが必要です。そのために、市では、より多くの避難行動要支援者に本制度についてご理解いただくとともに、平常時からの名簿提供に同意していただけるよう、避難行動要支援者のうち、同意していない方等への同意の依頼や、自治会、自主防災組織等へのパンフレット等の配布による周知・啓発を継続的に実施していきます。

第2章 災害に強い組織・人づくり

第6節 防災訓練の実施

一 市は、災害対応力の強化を図るため、市民、自主防災組織及び防災関係機関 (略)

(新設)

【取り組みの方向】

第 1 要配慮者への支援体制の確立 文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部

旧

(略)

3 災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度の充実

市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録するとともに、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。

第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部

市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の<u>支援</u>方法を確立します。

(略)

(新設)

P 3 7

第2章 災害に強い組織・人づくり

第5節 防災訓練の実施

市は、災害時の応急対策活動を迅速に行えるよう平常時から災害に対する意

等との連携協力のもと、地域で想定される災害に対し、各種の防災訓練を実施することで、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- ○市は、<u>防災関係機関との協力連携のもと</u>、災害対策本部運営訓練<u>、消防防災</u> フェスティバル、通信訓練等を実施しています。
- ○各自主防災組織は、地域の<u>災害特性を踏まえ、防災資機材の取扱、安否確認、 避難場所への避難等の各種の</u>防災訓練を<u>企画、</u>実施しています。 (削除)

(削除)

【課題】

○<u>地域</u>防災力の向上のためには、市民や地域の主体的参加<u>のもと</u>、市、防災関係機関、市民、企業等が連携した実践的な防災訓練の実施が必要です。 (削除)

(削除)

- ○<u>自主防災組織等が実施する</u>地域における防災訓練については、<u>女性や中学生</u> <u>等</u>も含めた多様な主体の参加のもと、地域の実情に即した訓練を<u>継続して実</u> 施することが重要です。
- ○<u>高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障</u> 害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。

(削除)

(削除)

〇保育園、幼稚園、学校等は、<u>各種の災害</u>を想定した実践的な避難訓練の実施や、保護者への連絡<u>及び保護者による引き取り訓練等、保護者も含めた訓練</u>の実施が重要です。

旧

職を具体的にイメージし、各種防災訓練においてはより実践的な取り組みを図り、市民や地域の主体的な参加を求め、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- ○市は、<u>地域と連携した総合防災訓練、津波対策訓練の他</u>、災害対策本部運営 訓練や防災関係機関と連携した通信訓練等を実施しています。
- ○自主防災組織は、各自治会連合会及び各まちぢから協議会が主催する地区防 災訓練や地域の特性に応じた防災訓練を実施しています。
- ○地域が主体となって行う各地区の防災訓練は、東日本大震災を契機とし、自 主防災組織が中心となり、より実践的で実効性のある訓練内容へと変化しつ つあります。
- ○要配慮者の支援には、障害者、高齢者等に配慮した防災訓練の実施が必要です。

【課題】

- ○防災力の向上のためには、市民や地域の主体的参加<u>を求めるとともに</u>、市、 防災関係機関、市民、企業等が連携した実践的な防災訓練の実施が必要です。
- ○市は、災害時に備えて、日頃から防災関係機関等と顔の見える関係を構築することが必要です。
- ○市が主催する防災訓練及び防災イベントについては、より幅広い年齢層が自 由に気軽に参加できる形態で行い、防災知識や技術の向上を図ることが必要 です。
- ○地域における防災訓練については、各自治会連合会及びまちぢから協議会や 自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練を<u>さらに推進する</u>ことが必要です。
- ○<u>要配慮者の支援には、障害者、高齢者等に配慮した防災訓練の実施が必要で</u>す。
- ○地域防災力をさらに強化していくためには、女性や中学生等を対象とした防 災訓練の実施が必要です。
- ○行政相互の連携強化には、広域的な応援活動体制の確立が必要です。
- ○保育園、幼稚園、学校等は、<u>各種災害</u>を想定した実践的な避難訓練の実施や、 保護者への連絡体制または引き渡し体制の確立が必要です。

- ○市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害の発生を想定 した図上訓練や具体的な対策の訓練を実施することで、職員の災害応急対策 活動に対する習熟を図るとともに、防災関係機関や協定締結事業者等との連 携調整体制を確立する必要があります。
- ○防災訓練の実施にあたっては、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの 違い等に配慮した取組が必要です。

【取り組みの方向】

第1 防災関係機関との連携強化 市民安全部

災害発生時に、市、防災関係機関、市民、企業等が一体となった災害応急対策<u>が実施できるよう</u>、日頃から顔の見える関係性を構築するとともに、防災関係機関が災害時における役割を相互に認識することにより、防災体制の強化を図ります。

(削除)

(略)

第3 通信訓練及び情報受伝達訓練 市民安全部

市、県及び防災関係機関は、<u>災害時に各種の災害情報</u>の受伝達、被害状況の 把握及び応急対策活動の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練<u>及び情報受</u> <u>伝達訓練</u>を実施します。

(削除) ※同項番内で統合

(削除) ※同項番内で統合

(略)

第6 保育園、幼稚園、学校等における訓練 <u>こども育成部、教育推進部</u>、施 設管理者

(略)

2 保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、

(新設)

(新設)

【取り組みの方向】

第1 防災関係機関との連携強化及び防災知識の向上 市民安全部

災害発生時に、市、防災関係機関、市民、企業等が一体となった災害応急対策<u>ができるよう</u>、日頃から顔の見える関係性を構築するとともに、防災関係機関が災害時における役割を相互に認識することにより、防災体制の強化を図ります。

旧

また、市は、市民が平常時及び災害発生時において自らが取るべき行動を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、防災イベントを実施するとともに自主防災組織の活動を支援し、市民の防災意識及び知識の向上に努めます。

(略)

第3 通信訓練及び情報受伝達訓練 企画部、市民安全部

- 1 市、県及び防災関係機関は、<u>各種情報</u>の受伝達、<u>災害発生時の</u>被害状況の 把握及び応急対策活動の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施し ます。
- 2 市、防災関係機関及び企業等は、災害時の情報伝達を目的とした通信訓練 を実施します。
- 3 市及び防災関係機関は、災害協定に基づき、災害時に臨機応変に対応できるよう必要な情報受伝達訓練を実施します。

また、相互応援が円滑にできるよう、平常時からの連絡体制を充実させ、 広域的な応援体制を確立します。

(略)

第 6 保育園、幼稚園、学校等における訓練 <u>こども育成部、教育部</u>、施設管 理者

(略)

2 保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し

園児、児童、生徒<u>の</u>保護者<u>による引き取り</u>訓練等を実施します。

(略)

第8 津波対策訓練 市民安全部、経済部、横須賀海上保安部湘南海上保安署

1 津波対策訓練の実施

市は、津波に対する住民の自主的な避難行動、津波に対する意識啓発を図るため、防災関係機関や津波一時退避場所協定締結先等と連携し、海浜利用者や周辺自治会等の参加の下、津波に関する情報伝達訓練や避難訓練を実施します。また、自主防災組織は、市の津波対策訓練に積極的に参加するとともに、地域の特性に応じた実践的な避難訓練の実施に努めます。

2 サザンビーチちがさき海水浴場の津波対策

市及び海水浴場管理者は、海水浴客を対象とした津波注意報等の情報伝達訓練や避難誘導訓練を実施します。

第9 多数遺体取扱訓練 総務部、<u>保健所</u>、茅ケ崎警察署 (略)

第 1 1 <u>要配慮者等に配慮した防災訓練の実施</u> 市民安全部、自主防災組織、 施設管理者

市、防災関係機関及び自主防災組織は、各種訓練の実施において、要配慮者や<u>男女共同参画</u>の視点に十分配慮した取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 防災空間の確保

市は、<u>災害による被害の最小化及びその迅速な回復を図るため、防災上の活動拠点や道路等の</u>防災空間の整備を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

- ○市は、災害発生時に<u>防災上重要な役割を果たす道路、河川及び下水道の整備、</u> 公園や農地等の緑地の確保等、防災空間の確保に努めています。
- ○市は、避難所<u>、避難場所を指定するとともに、災害時に拠点となる公共施設</u>等に必要な資機材等を備蓄しています。

【課題】

旧

園児、児童、生徒<u>を</u>保護者<u>へ確実に引き渡すための</u>訓練等を実施します。 (略)

第8 津波対策訓練 市民安全部、経済部、横須賀海上保安部湘南海上保安署

1 市及び防災関係機関は、津波発生時における迅速な避難を目的とした避難 及び避難誘導訓練を実施し、また市民に対し的確な情報伝達を目的とした情報 受伝達訓練を合わせて実施します。

2 海水浴期間中におけるサザンビーチちがさき海水浴場津波避難訓練を実施 します。

第9 多数遺体取扱訓練 総務部、保健所部、茅ケ崎警察署

(略)

第11 その他 市民安全部、自主防災組織、施設管理者

市、防災関係機関及び自主防災組織は、各種訓練の実施において、要配慮者や<u>男女双方</u>の視点に十分配慮した取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。

P 4 0

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 防災空間の確保

市は、<u>防災機能を考慮した公園施設や延焼遮断帯、道路、避難場所、防災上</u>の活動拠点等といった</u>防災空間の整備を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

- ○市は、災害発生時に<u>延焼防止、広域避難場所あるいは防災上の拠点として重要な役割を有している公園、道路、河川、農地等の防災空間の確保に取り組んでいます。</u>
- ○市は、避難所<u>に必要な設備や防災用資機材の整備を進め、また、市内の企業</u>等との協定の締結等、新たな避難場所の確保に努めています。

【課題】

○災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設等を、防災上重要な拠 点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、整備を進めること が必要です。

○災害による被害を軽減するため、避難所・避難場所等の防災上の空間の確保 や機能の拡充が必要です。

(削除)

【取り組みの方向】

第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部 (略)

2 防災空間の整備

(略)

(1) 主な防災上の拠点とその役割

(略)

| | (略) | (略) |
|-------|------|--|
| 防災 | | 災害拠点病院や後方 <u>医療機関</u> 、医療救護所等が連携した災害 時医療を行う拠点 |
| 拠点 | 医療拠点 | 市立病院、医療救護所(<u>原則として</u> 公立中学校13校、地域 医療センター)、 <u>救急病院</u> 、災害協力病院その他医療機関等 |
| / m/z | \ | |

(略)

第2 防災空間及び拠点機能の拡充 経済部、指定管理施設所管課

(略)

(削除)

1 浜見平地区における機能の拡充

(略)

2 指定管理施設の災害時の機能の確認

(略)

第3章 災害に強いまちづくり

(新設)

○公園、道路、河川、農地等は、延焼拡大防止の効果とともに、避難場所とし ても有効に機能することから、防災空間の更なる確保が必要です。

旧

○避難行動や応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、避難場所や防災拠 点の機能の拡充が必要です。

【取り組みの方向】

第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部 (略)

2 防災空間の整備

(略)

(1) 主な防災上の拠点とその役割

(略)

| | (略) | (略) |
|------|------|---|
| 防災拠点 | 医療拠点 | 災害拠点病院や後方 <u>支援病院</u> 、医療救護所等が連携した災害 時医療を行う拠点 |
| 点 | 区原拠点 | 市立病院、医療救護所(公立中学校13校、地域医療センター)、 <u>救急告示病院、後方支援病院</u> 等 |

(略)

第2 防災空間及び拠点機能の拡充 文化生涯学習部、経済部 (略)

1 市民文化会館における機能の拡充

平成29年3月より、災害時の臨時宿泊施設である市民文化会館の耐震補 強・改修工事を行っております。施設の耐震化を行うことで、臨時宿泊施設と しての安全性向上を図ります。

2 浜見平地区における機能の拡充 (略)

3 指定管理施設の災害時の機能の確認

(略)

第3章 災害に強いまちづくり

P 4 4

第2節 道路・橋りょう・下水道の整備

市は、災害時の機能確保のため、道路、橋りょう及び下水道の整備や補修等により施設の耐震化を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

- ○市は、災害発生時に重要な役割を果たす道路、河川及び下水道について、それぞれの計画に基づき、整備を進めています。
- ○市は、耐震性の強化にあたっては、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に基づき、耐震改修を進めています。

【課題】

○災害による被害の軽減や迅速な復旧を図るためには、避難、救助活動、物資輸送等の防災上重要な役割を果たす道路、橋りょう及び下水道の整備や適正な維持管理に努めるとともに、施設の耐震化を図る必要があります。 (削除)

(略)

第3章 災害に強いまちづくり

第3節 建築物等の防災対策

(略)

【現状】

○平成<u>○○</u>年1月1日現在の市内の住宅(戸建て、共同住宅、木造、非木造)の耐震化の割合は、全体の<u>○○.○</u>%(建物戸数より算出。茅ヶ崎市調査による)となっています。

(略)

【課題】

- ○阪神・淡路大震災<u>では</u>、昭和56年6月の新耐震基準以前の建築物が大きな被害を受けていることから、既存建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を<u>進める</u>必要があります。
- ○略

○略

第2節 道路・橋りょう・下水道の整備

市は、災害時の機能確保のため、道路<u>の整備</u>、橋りょう<u>、</u>下水道の整備や補修<u>、修繕、更新において、</u>施設の耐震化を進め、「災害に強いちがさき」を実現していきます。

【現状】

(新設)

○市は、耐震性の強化にあたっては、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に<u>沿って、耐震基準の見直しを行い</u>、耐震改修を進めています。

【課題】

- ○<u>道路及び橋りょうは、単に人や物の輸送を行うだけではなく災害時には避難、</u> <u>救助・救急、緊急物資の輸送、消防活動等に重要な役割を果たす必要があり</u> ます。
- ○幅員の広い道路や河川は、延焼遮断帯としての機能を有するため、計画的な 整備が必要です。

(略)

P 4 5

第3章 災害に強いまちづくり

第3節 建築物等の防災対策

(略)

【現状】

○平成<u>29</u>年1月1日現在の市内の住宅(戸建て、共同住宅、木造、非木造)の耐震化の割合は、全体の<u>82.9</u>%(建物戸数より算出。茅ヶ崎市調査による)となっています。

(略)

【課題】

- ○阪神・淡路大震災<u>においては</u>、昭和56年6月の新耐震基準以前の建築物が大きな被害を受けていることから、既存建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を<u>図る</u>必要があります。
- ○略
- ○略

(削除)

【取り組みの方向】

(略)

第3 防災上重要な公共建築物の指定 市民安全部

(略)

1 防災上重要な公共建築物

(略)

(3) 救急病院や社会福祉施設

(略)

第5 社会福祉施設の安全確保 施設管理者

<u>入所施設及び通所施設等の各種社会福祉施設においては、その利用者の安全</u> 確保を図るとともに、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが重要 です。

新

1 施設の耐震化

<u>施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行い、災害時に</u>おいてもその機能を維持できるよう努めます。

2 防災設備等の整備

施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、利用者等の最低限の生活維持に必要な飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄に努めます。

また、施設及び防災設備の機能維持のための非常用自家発電設備や防災用資機材の整備に努めます。

3 防災教育・訓練の充実

施設管理者は、職員や利用者が災害時に必要な基礎的知識を習得するために、定期的に防災教育を実施します。

また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、 各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施します。

4 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、消防機関等への迅速な通報・連絡が行えるよう、緊急時にお ける情報伝達方法を確立するとともに、市への被災状況報告等、情報受伝達の 連絡体制を整備します。

また、災害時には施設相互で連携、協力して応急対策活動にあたれるよう体制を整備します。

○災害に強いまちづくりには、建築物の耐震性の向上が必要です。

【取り組みの方向】

(略)

第3 防災上重要な公共建築物の指定 市民安全部

(略)

1 防災上重要な公共建築物

(略)

(3) 救急告示病院や社会福祉施設

(略)

(新設)※第4章第8節より移動

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 第6 その他安全対策 市民安全部、都市部 | 第 <u>5</u> その他安全対策 市民安全部、都市部 |
| (略) | (略) |
| 3 家具等の転倒防止対策 | 3 家具等の転倒防止対策 |
| 地震発生時には、家具等の転倒や備品等の落下により、負傷したり、圧死す | 家屋の中にあっても家具等の倒壊、飛散したガラス等の危険性が指摘されて |
| る危険があります。市は、これらの被害から市民の安全を守るために、家具等 | いることから、市は、市民に対して家具等の転倒落下防止対策等の普及・啓発 |
| の転倒防止や高い所に置かれた荷物の移動等、家具等の転倒落下防止対策の普 | に努めます。 |
| 及・啓発に努めます。 | D 4 0 |
| 第3章 災害に強いまちづくり | P 4 8 第3章 災害に強いまちづくり |
| 第3草 灰舌に強いまり フィッ 第5節 土砂災害警戒区域等の予防対策 | 第3早 - 災害に強いまらりくり 第5節 - 土砂災害警戒区域等の予防対策 |
| 第3節 工物炎音言放应域等のア防対象 (略) | 第3郎 工砂灰音言成位域等の予例対象 (略) |
| 【取り組みの方向】 | 【取り組みの方向】 |
| 第1 危険個所の予防対策 市民安全部、都市部、建設部、消防本部、消防団、 | 第 1 危険個所の予防対策 市民安全部、都市部、建設部、消防部、消防団、 |
| 藤沢土木事務所、茅ケ崎警察署 | 藤沢土木事務所、茅ケ崎警察署 |
| (略) | (略) |
| 第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団、茅ケ崎警察署 | 第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、消防部、消防団、茅ケ崎警察署 |
| (略) | (略) |
| | P 5 0 |
| 第3章 災害に強いまちづくり | 第3章 災害に強いまちづくり |
| 第6節 危険物等の災害予防対策 | 第6節 危険物等の災害予防対策 |
| (略) 【取り組みの方向】 | (略) 【取り組みの方向】 |
| 「取り組みのカド」 第1 危険物取扱施設に対する指導 消防本部 | 【取り組みの方向】 第1 危険物取扱施設に対する指導 消防部 |
| 第 心膜彻取放應故に対する指導 <u>/月奶平師</u> (略) | 第 厄陝初収扱旭設I 対する指導 <u> 何初即</u> (略) |
| \PD/ | P 5 1 |
| 第3章 災害に強いまちづくり | 1 0 1 第3章 災害に強いまちづくり |
| 第7節事前復興対策 | 第7節事前復興対策 |
| (略) | (略) |
| 【取り組みの方向】 | 【取り組みの方向】 |
| 第1 茅ヶ崎市震災復興対策マニュアルの策定 都市部 | 第1 茅ヶ崎市震災復興対策マニュアルの策定 都市部 |
| (略) | (略) |
| 1 事前復興対策 | 1 事前復興対策 |

まちづくりを含めた復興計画については、市、市民、市民団体及び企業等が協働し、一致団結して計画を構築していく必要があります。

復興計画の策定にあたっては、方針決定過程のあらゆる場・組織に、地域に おける生活者や<u>男女共同参画</u>の幅広い視点を取り入れ、地域のニーズを反映す るとともに、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」と未来に向けた復興を目 指していきます。

(略)

第4章 平常時の対策

第1節 災害対策本部機能の強化

【現状】

- ○<u>市は、東日本大震災を踏まえ、災害対策本部組織の見直しを図るとともに、</u> 災害対策応急活動を効果的に行うため、庁舎や備品の整備を行いました。
- ○<u>市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。</u>

(削除)

○市は、行政そのものが被災し、職員や庁舎、ライフライン等の業務に必要な 資源に制約がある中であっても行政が果たすべき役割を遂行するため、災害 時に優先的に実行する業務とその業務に必要な資源を整理し、その確保策、 対応策をまとめた茅ヶ崎市業務継続計画震災編を策定しています。

【課題】

- ○<u>市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実行するため、引き続き災害対策</u> 本部機能の強化を図る必要があります。 (削除)
- ○<u>災害応急対策活動を効果的に行うためには、防災関係機関との連携強化が不可欠なことから、引き続き平常時からの連携強化に努める必要があります。</u> (削除)
- ○<u>市は、発災後に優先して着手すべき業務</u>(非常時優先業務)の実施体制を継続的に改善する必要があります。

ΙF

まちづくりを含めた復興計画については、市、市民、市民団体及び企業等が協働し、一致団結して計画を構築していく必要があります。

復興計画の策定にあたっては、方針決定過程のあらゆる場・組織に、地域に おける生活者や<u>男女双方</u>の幅広い視点を取り入れ、地域のニーズを反映すると ともに、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」と未来に向けた復興を目指し ていきます。

(略)

P 5 2

第4章 平常時の対策

第1節 災害対策本部機能の強化

【現状】

- ○<u>災害発生時には、建物の倒壊、がけ崩れ、道路・橋りょうの損壊、ライフライン等の一時的被害または火災の発生、延焼拡大、ライフラインの機能停止</u>による二次的被害等の大きな被害が想定されます。
- ○<u>災害発生直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被</u> 害の軽減、防止につながります。
- ○<u>市では、災害対策本部組織の本部長及び本部員会議の意思決定を補佐する組</u> 織として、統括調整部を設置しています。
- ○市では、災害発生時に、応急対策活動に全力で取り組むとともに、市民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備するため、茅ヶ崎市業務継続計画震災編を策定しています。

【課題】

- ○<u>市は、平常時より適切な配備体制を整え、災害対策本部組織の機能の確保が</u> 必要です。
- ○<u>市は、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、災害対策本部そのもの</u>が被災することを想定した体制の整備が必要です。
- ○<u>市は、災害発生時に迅速かつ的確に応急対策活動に取り組めるよう、平常時から実施すべき対策を定めるとともに、県や防災関係機関との連携の強化が</u>必要です。
- ○<u>市は、災害発生後速やかに、市民生活に必要不可欠な業務を継続できる体制を整える必要があります。</u>

○市は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、その実施場所をあらかじめ整理しておく必要があります。

【取り組みの方向】

第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部

1 災害対策本部組織の強化

市災害対策本部の組織は、災害対策の意思決定を行う本部員会議のもと、意思決定機能の補佐や各種対策の総合調整を担う総括調整部、各対策の執行機能を担う各部によって編成されます。これらの本部機能が、統一した方針の下、効果的かつ組織的に活動できるよう、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施することで、災害対策本部組織の強化を図ります。

2 災害対策本部施設・設備の強化

(略)

<u>3</u> 災害対策本部における災害情報の共有 (略)

第2 国、県及び防災関係機関との連携強化 企画部、市民安全部

市は、<u>災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するために、各種の防災計画</u> <u>や相互の応援協定等に基づき、国、県及び防災関係機関と適切に役割分担し、</u> 連携協力するため、平常時より訓練等を連携して実施します。

第3 業務継続体制の向上 市民安全部

市は、災害発生時の応急対策<u>業務</u>や優先度の高い通常業務の<u>実施</u>のため、<u>これらの業務の実施にあたっての必要な職員や非常電源、通信手段等の業務資源の確保に向けた対応策を検証するとともに、業務継続にあたっての資源確保における課題の解消に取り組むことで業務継続体制の向上を図ります。</u>

第4 災害時における公共施設の活用方法の整理 財務部、市民安全部

市は、災害時における公共施設やその会議室等の活用方法を整理することで、 災害応急対策の円滑な実施や広域応援部隊や他自治体からの支援の円滑な受入 れを図ります。

第4章 平常時の対策

第2節 災害情報受伝達体制の充実

(新設)

【取り組みの方向】

第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部

1 災害対策本部組織の体制整備

市は、災害対策本部組織の本部員会議(意思決定機関)のもとに、統括調整部(意思決定機能を補佐する企画運営機能)及び各部(災害対策本部の執行機能)をもって編成することで、統一した方針の下に部局横断的な活動ができるような体制を整備します。

旧

2 災害対策本部組織の強化

市は、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練 や図上訓練を重ね、災害発生時に臨機応変の対応が取れるように努めます。

3 災害対策本部施設・設備の強化

(略)

4 災害対策本部における災害情報の共有

(略)

第2 国、県及び防災関係機関との連携強化 企画部、市民安全部

市は、国、県及び防災関係機関との連携をより一層高め、被害の実態や被災 後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部組織の機能強 化を図ります。

第3 業務継続体制の確保 市民安全部

市は、災害発生時の応急対策<u>活動の実施</u>や優先度の高い通常業務の<u>継続</u>のため、<u>災害時に必要となる人員や防災用資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、茅ヶ崎市業務継続計画震災編の策定、</u>業務継続体制の向上を図ります。

(新設)

P 5 3

第4章 平常時の対策

第2節 災害情報受伝達体制の充実

【現状】

○市は、<u>防災行政用無線</u>、ホームページやツイッター、<u>ちがさきメール配信サービス</u>、<u>tvkデータ文字放送</u>、防災ラジオ等、災害情報の<u>伝達</u>手段を整備しています。

新

- ○市は、市内119か所に設置する防災行政用無線屋外拡声子局より防災情報 等を発報しています。
- ○市は、エフエム放送局等と災害時における緊急放送における協定等を締結しています。
- ○<u>県は、災害時の情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機</u> 関を結ぶ「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」を整備しています。
- ○市は、<u>防災関係機関や</u>公共施設、協定先等との災害時の通信手段<u>として</u>、地域防災無線(防災用MCA無線)、消防救急無線、衛星電話等を整備しています。

【課題】

(削除)

(削除)

(削除)

- ○市は、災害時に市民へ<u>災害情報を広く確実に伝達するため、関係機関との連携のもと伝達手段の多様化、多重化に取り組む必要があります。</u>
- ○無線設備規則の改正に伴い、防災行政用無線の機器を平成34年11月30 日までに新スプリアス規格に適合した機器に更新する必要があります。
- ○市は、災害情報の収集、提供を円滑に行うために、各種のシステム等を適切 に運用できる体制を整える必要があります。
- ○市は、<u>災害応急対策活動を効果的に実施</u>するため、地域防災無線(防災用M CA無線)、消防救急無線、衛星電話等の通信手段の更なる整備が必要です。

○市は、地震、津波等の緊急情報を全国に一斉配信する全国瞬時警報システム (J-ALERT) と防災行政用無線や地域情報配信システムを連動させる等、市民 に対する災害情報の伝達体制の充実に努めています。

旧

○市は、ホームページやツイッター、<u>地域情報配信システム、tvk</u>(地上デジタル放送によるデータ文字放送)、防災ラジオ等、災害情報の<u>提供</u>手段を整備しています。

(新設)

【現状】

(新設)

- ○<u>市は、災害発生時に、県との情報収集や伝達を図り、連携を強化するため、</u> 県との「防災行政通信網」等を整備しています。
- ○市は、公共施設<u>や</u>協定先等との災害時の通信手段<u>確保のため</u>、地域防災無線 (防災用MCA無線)を整備しています。

【課題】

- ○市は、災害発生時は、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ的確な応急対策 活動を行うために、被害状況を正確に収集、伝達することが必要です。
- ○市は、災害対策に関する各種システムが市庁舎等の施設の被災、停電等により十分機能しない場合、迅速な初動体制や復旧活動に支障をきたすため、システムの安全性の強化と多重化が必要です。
- ○県、防災関係機関、市民、企業等からの多様な災害情報の収集・提供体制の 整備が必要です。
- ○市は、災害時に市民へ<u>正確な情報伝達を行うため、防災行政用無線の難聴地</u>域の解消を図る必要があります。

(新設)

(新設)

○市は、<u>災害時の効果的な情報伝達体制を構築</u>するため、地域防災無線(防災 用MCA無線)、消防救急無線、衛星電話等の通信手段の更なる整備が必要で

旧

【取り組みの方向】

第1 災害情報受伝達体制の充実 企画部、市民安全部

市は、災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等 に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝 達手段で伝達することとします。

そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、 必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手 段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた 防災行政用無線(同報系)での伝達については、音声による伝達が難しい面も あることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配 信サービス等の屋内で受信可能な手段を組み合わせて配信します。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、ツイッターやテレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。

また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。

<u>あわせて、多様な広報媒体を、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、</u> 広く周知します。

第2 防災行政用無線のデジタル化 市民安全部

市は、防災行政用無線の機器に関する無線設備規則の改正に伴い、新たな規格へ対応するため、防災行政用無線の機器の整備更新を進めます。

(削除) ※同節第1に統合

す。

【取り組みの方向】

第1 災害情報受伝達体制の充実 市民安全部、消防部、消防団

市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避避勧告または指示等の措置を行います。

また、市及び防災関係機関は、報道機関に協力を求めて市民に周知するよう 努めます。

第2 防災行政用無線の充実強化 市民安全部

市は、市民に対する情報伝達を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて防災 行政用無線の子局の増設・移設を行う等、難聴地域(無線放送が聞き取りにく い地域)の解消に努めます。

また、防災行政用無線の補完機能として、防災ラジオの導入、地域情報配信 システム等の充実を図ります。

第3 市民への情報伝達体制の整備 企画部、市民安全部

市は、災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等 に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝 達手段で伝達することとします。

新 旧 そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、 必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手 段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた 防災行政用無線(同報系)での伝達については、音声による伝達が難しい面も あることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配 信サービスや等の屋内で受信可能な手段を組み合わせて配信します。 さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に 加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動 的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型 手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。 また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システ ム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が 避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておく とともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。 あわせて、多様な広報媒体を、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、 広く周知します。 市民は、災害時の情報収集手段について、日頃より確認しておくとともに、 隣近所での声掛け等、地域内での情報受伝達体制を築くよう努めます。 第3 報道機関との協力体制の確立 企画部 第4 報道機関との協力体制の確立 企画部 (略) (略) 第4 神奈川県防災行政通信網等の習熟 市民安全部、消防本部、湘南地域県 第5 神奈川県防災行政通信網の活用 市民安全部、消防部 市は、県との情報収集や伝達を密にし、さらに連携・協力体制を強化するた 政総合センター 県及び市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関する め、県との「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」の更なる活用を図 システムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修 ります。 や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 第6 通信手段の整備 市民安全部、消防部、消防団 第5 通信手段の整備 市民安全部、消防本部、消防団 市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線(防災用M 市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線(防災用M CA無線)、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からのその CA無線)、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からのその 取り扱い訓練や点検を実施します。 取扱訓練や点検を実施します。 P 5 5 第4章 平常時の対策 第4章 平常時の対策

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

【現状】

【現状】

○市は、災害発生時の消防活動を効果的に行うため、消防施設、設備を整備し ています。また、市民の救助・救急、消火活動体制の向上を図るため、防災 訓練や救命講習等を実施しています。

(削除)

○市は、火災危険度の高さや火災予防対策の重要性について周知するとともに、 住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置、感震ブレーカーの普及に努めて います。

○略

(削除)

【課題】

(削除)

- ○地震火災の特徴である同時多発出火の防止には、常備及び非常備の消防力が 不足するおそれがあるため、消防施設や設備の充実等の消防力の強化と並行 して、地域住民による初期消火体制を充実させる必要があります。
- ○市は、市の火災危険度についての周知を徹底するとともに、家庭において火 を出さない取り組みや、電気の復旧に伴う通電火災の予防等の出火防止措置 を充実させる必要があります。

(削除)

(削除)

○市は、自主防災組織、警察及び自衛隊等と連携した消防活動体制の充実を図 る必要があります。

【取り組みの方向】

第1 消防力の整備・強化 消防本部、消防団

1 常備消防

市は、地震火災対策を推進するため、消防力の整備・強化を図り、延焼防止 に対処します。

本市における常備消防力は、1消防本部、1消防署、5出張所を有し、消防

○市は、防災力強化のための取り組みを推進し、市民や自主防災組織、企業等 の自衛消防隊に対し、災害時に救助・救急、消火活動の能力の向上を図るた め、防災訓練や救命講習等を実施しています。

旧

○災害発生時には、火気器具の転倒・落下等により火災の発生が予想されます。 (新設)

○略

○市は、地域の初期消火体制の確立を図るため、街頭消火器をおよそ2,70 0箇所に設置し、小型軽量ポンプを地域の防災格納庫へ配備しています。

【課題】

○「災害に強いちがさき」の実現のため、市民が災害時に的確な消火、救助・ 救急活動を行えるよう、地域消防力の強化を図る必要があります。 (新設)

- ○市民は、火災危険度について認識するとともに、家庭において火を出さない 取り組みや、電気の復旧に伴う通電火災の予防等の出火防止措置を講じる必 要があります。
- ○地域における初期消火体制の整備、消防組織、消防車両や活動用資機材の充 足による消防力の更なる強化が必要です。
- ○消火栓、防火水槽等の消防水利の耐震性の向上、消防水利が被災した場合の 代替機能の確保が必要です。
- ○市は、地域、警察及び自衛隊等との消防活動体制の連携について、日頃より その対策を講じる必要があります。

【取り組みの方向】

第1 消防力の整備・強化 消防部、消防団

1 常備消防

市は、地震火災対策を推進するため、消防力の整備・強化を図り、延焼防止 に対処します。

本市における常備消防力は、1消防本部、1消防署、5出張所を有し、消防

車、救急車等の車両を配備し、災害に備えています。災害時においてこれらの 消防力を最大限活用するとともに、消防力の強化を図り、茅ヶ崎市消防計画に 基づく有事即応体制を確立します。

(削除)

(略)

3 消防力の整備・強化

市は、災害時に効果的に消防活動を行えるよう、出火防止や初期消火、延焼拡大の防止に有効な消防施設<u>及び設備</u>の充実を図ることで、消防力の更なる強化に努めます。特に、延焼火災の危険性が高い地域においては、初期消火に効果的な消火用資機材の拡充や導入を検討し、消防団や自主防災組織、防災リーダー等に対し、取扱いの周知を図ります。

(略)

第2 出火予防対策の周知、啓発 消防本部、都市部

(略)

第3 消防活動体制の充実 <u>消防本部</u>、消防団、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安 署、自衛隊、自主防災組織

1 消火活動体制の充実

市は、防災訓練、火災予防運動等の機会を利用して、消火器を使った消火訓練を実施し、初期消火方法を指導します。

また、<u>市は、</u>自主防災組織や防災リーダー等に対して、初期消火方法について<u>の</u>講習会の開催及び実技指導を行うとともに、<u>移動式</u>ホース格納箱の地域への配置に<u>伴い</u>、取扱訓練の実施や防災訓練で活用する等、地域消防力の強化を目的とした対策を実施します。

(略)

第4章 平常時の対策

第4節 医療救護・保健活動体制の充実

【現状】

ΙН

車、救急車等の車両を配備し、災害に備えています。災害時においてこれらの 消防力を最大限活用するとともに、消防力の強化を図り、茅ヶ崎市消防計画に 基づく有事即応体制を確立します。

また、災害発生時の消防活動を効果的に行うため、消防施設、活動用資機材、 消防水利施設等の消防力整備を行うとともに、地震火災の特徴である同時多発 出火の防止には、常備消防力のみでは限界があるため、消防力の強化と並行し て、機会あるごとに地域住民による出火防止や初期消火体制の徹底を啓発する よう努めます。

(略)

3 消防力の整備・強化

市は、災害時に効果的に消防活動を行えるよう、出火防止や初期消火、延焼拡大の防止に有効な消防施設、活動用資機材及び消防水利施設等の充実を図ることで、消防力の更なる強化に努めます。特に、延焼火災の危険性が高い地域においては、初期消火に効果的な消火用資機材の拡充や導入を検討し、消防団や自主防災組織、防災リーダー等に対し、取扱いの周知を図ります。

(略)

第2 出火予防対策 消防部

(略)

第3 消防活動体制の充実 <u>消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、</u> 自衛隊、自主防災組織

1 消火活動体制の充実

市は、防災訓練、火災予防運動等の機会を利用して、<u>実際に</u>消火器を使った 消火訓練を実施し、初期消火方法を指導します。

また、自主防災組織や防災リーダー等に対して、初期消火方法について講習会の開催及び実技指導を行うとともに、<u>ホース格納箱や小型軽量ポンプ等</u>の地域への配置に<u>ともない</u>、取扱訓練の実施や防災訓練で活用する等、地域消防力の強化を目的とした対策を実施します。

(略)

P 5 7

第4章 平常時の対策

第4節 医療救護・保健活動体制の充実

【現状】

○略

○略

- ○市立病院は、災害拠点病院として位置づけられています。
- ○市は、医療救護活動を行う拠点として、医療救護所を開設する場所を予め定 めています。医療救護所は、原則として公立中学校13校及び地域医療セン ターのうち、災害の状況に応じて必要な場所に開設します。
- ○医療救護所を開設する予定の施設には、日頃より医療用資機材等の備蓄を行 っています。
- ○市は、地域の実情に応じた、災害発生時の医療救護体制の構築を進めるため、 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を設置しています。
- ○茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議には、市災害医療コーディネーターを置 きます。市災害医療コーディネーターは、大規模災害の発生直後から終息ま での間、医療救護に関して必要な判断・調整等を行います。

【課題】

○略

- ○災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、 必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や県、救急病院、薬品 会社等と連携した活動体制の確立等、災害時における医療救護班の活動が十 分に行えるよう、体制の整備が必要です。
- ○市立病院はDMATの受援体制や後方医療機関等との連携を強化し、災害拠 点病院として、地域医療の中核的な役割を担う必要があります。

【取り組みの方向】

(略)

保健所、市保健師、医療関係団体、市内救急病院、 第2 初動医療体制の整備 薬品会社

1 マニュアル等の修正

市は、災害時における医療救護所の活動について、訓練等を踏まえ必要に応 じてマニュアル等を見直します。

2 医療救護班の編成

医療救護活動を行う拠点として、医療救護所を開設するため、医療関係団体 等と協力し医療救護班として派遣する人員を調整します。

○市は、災害の状況に応じて、医療救護班を編成するとともに、医療救護活動 を行う拠点として、公立中学校13校及び地域医療センターに医療救護所を 開設するため、日頃より医療用資機材等の備蓄を行っています。

旧

- ○市立病院は、災害拠点病院として位置づけられています。
- ○市は、地域災害医療対策会議を設置し、地域災害医療コーディネーターが、 県災害医療コーディネーターと連携し、地域の実情に応じた、災害時発生時 の医療救護体制の構築を准めています。

(新設)

【課題】

○略

- ○災害時医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必 要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や県地域災害医療対策会 義、救急告示病院、薬品会社等と連携した活動体制の確立等、災害時におけ る医療救護班の活動が十分に行えるよう、体制の整備が必要です。
- ○市立病院はDMATの派遣応援体制や受援体制、後方支援病院等との連携を 強化し、災害拠点病院として、地域医療の中核的な役割を担う必要がありま す。

【取り組みの方向】

(略)

第2 初動医療体制の整備 保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、 市内救急告示病院、薬品会社

1 マニュアル等の整備

市は、災害時における医療救護所の活動について、マニュアル等を整備しま す。

- 2 医療救護班の編成
- (1) 医療救護班は、保健所部が担当し、医療関係団体等の協力を得て編成しま す。
- (2) 医療関係団体は、災害対策本部の要請により、あらかじめ定めてある編成

(削除)

(削除)

3 後方医療体制の整備

医療救護所で手当てを受けた傷病者のうち、<u>医療機関への搬送が必要となる</u> 重傷病者の対応については、<u>後方医療機関と調整</u>します。

新

4 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療用資機材等は、<u>備蓄品の整備</u>、薬品会 社等により確保します。

第3 助産活動体制の整備 保健所、市立病院部

(略)

2 周産期医療体制の整備

市は、迅速に助産活動を行うため、「神奈川県周産期救急医療システム」の 運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう、<u>中核病院</u>である 市立病院や<u>基幹病院</u>である<u>東海大学医学部附属病院</u>への受け入れ体制の確認等 、周産期医療体制を整備します。

(略)

第4 保健師による活動体制の整備 保健所、市保健師

(略)

第5 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催 保健所

災害時に、速やかに会議を開催し、医療救護活動に関する情報共有、調整等 を図れるよう、平時から災害時医療救護活動の推進に必要となる事項の意見交 換、情報共有等を行うとともに、必要な訓練等を企画、実施します。

また、県保健医療調整本部との連絡体制を強化します。

第6 停電・断水等に備えた医療体制の強化 保健所

停電・断水時の医療体制について、平時から総合的に検討します。

表により医療救護班に人員を派遣します。

3 医療救護所の指定

災害の状況に応じて、災害対策本部(統括調整部)の判断により、地区防災 拠点となる中学校や地域医療センターを医療救護活動の拠点として指定し、医 療救護所を設置します。

4 医療救護班の配備

初動医療体制は、医療救護所に医療救護班を派遣して対応します。

5 後方医療体制の整備

医療救護所で手当てを受けた傷病者のうち、<u>重傷病者</u>については、<u>入院等が</u>可能な医療機関による医療が必要となるため、市内の救急告示病院を後方医療施設として指定し、整備します。

6 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療用資機材等は、<u>備蓄品の払い出し</u>、薬品会社との協定、県への要請等により確保します。

第3 助産活動体制の整備 保健所部、市立病院部

(略)

2 周産期医療体制の整備

市は、迅速に助産活動を行うため、「神奈川県周産期救急医療システム」の 運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう、<u>協力病院</u>である 市立病院や<u>周産期基幹病院</u>である<u>東海大学病院</u>への受け入れ体制の確保等、周 産期医療体制を整備します。

(略)

第4 保健師による活動体制の整備 保健所部、市保健師(保健師班)

(略)

(新設)

(新設)

P 5 9

第4章 平常時の対策

第5節 津波対策

【現状】

○市は、神奈川県が作成した津波浸水想定図を基に津波ハザードマップを作成 し、浸水想定区域や避難方法等について周知しています。

新

- ○津波情報の伝達手段として、全国瞬時警報システム、防災行政用無線、緊急 速報メール等の伝達体制を整備しています。
- ○市は、公共施設や協定を締結した民間マンション等を津波一時退避場所とするとともに、津波監視カメラや海抜表示等を整備しています。

【課題】

(削除)

- ○最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設 (ハード対策) では十分でない ことから、津波による被害の最小化を図るため、津波からの避難方法 (ソフト対策) について周知を図る必要があります。
- ○市は、関係機関と連携し、災害情報の伝達手段の多様化、多重化を図るとと もに、伝達体制の充実を図る必要があります。

(削除)

(削除)

○<u>市は、引き続き津波一時退避場所の確保や海抜表示等の津波避難体制を強化</u> する必要があります。

(削除)

【取り組みの方向】

(削除) ※第5章第5節へ移動

第4章 平常時の対策

第5節 津波対策

【現状】

○平成27年3月31日に県より、新たな津波浸水想定図が示されています。

旧

- ○市は、新たな津波浸水予測図を基に津波ハザードマップを作成しています。 (新設)
- ○市は、津波からの迅速な避難を可能とする津波一時退避場所の確保を進めています。
- ○市は、市内の標高を示す津波ハザードステッカー(標高表示ステッカー)や標高表示プレート等の整備に努めています。

【課題】

- ○「災害に強いちがさき」の実現のため、津波避難等に視点をおいた総合的な 津波対策の構築が必要です。
- ○津波による被害を海岸保全施設 (ハード対策) だけで防ぐことは現実的では ないことから、「減災」の視点に立った「最大クラスの津波」に対する避難対 策 (ソフト対策) が必要です。

(新設)

- ○市は、市民に対し津波注意報、津波警報、大津波警報(以下「津波注意報等」 という。)の情報伝達を迅速かつ確実に行うことが必要です。
- ○津波から逃れるには、市民一人一人が判断し、「自助・共助」による迅速な避難行動が必要です。
- ○津波一時退避場所の確保や津波注意標識等の整備が必要です。
- ○市は、地域と連携した実践的な津波対策訓練の実施が必要です。

【取り組みの方向】

第1 津波注意報等の種類 市民安全部、消防部、横浜地方気象台

気象庁は、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて予報区ごとに津波注 意報等を発表します。(本市に影響のある予報区は、「相模湾・三浦半島」です。) 津波注意報等の種類、解説及び津波の高さは次のとおりです。

| 新 | | | 旧 | | |
|--|----|-----------------------|---------------------------------|------------------|-----------|
| | | 八岩 | 海冲古そ子相の区八 | <u>表</u> | 現 |
| | | <u>分類</u> | 津波高さ予想の区分 | <u>数値</u> | 定性的表現 |
| | | | <u>10m超</u> | <u>10m超</u> | |
| | | 大津波警報 | 5 m超~10 m | <u>1 0 m</u> | <u>巨大</u> |
| | | | 3 m超~5 m | <u>5 m</u> | |
| | | 津波警報 | 1 m超~3 m | <u>3 m</u> | <u>高い</u> |
| | | 津波注意報 | <u>2 0 cm∼ 1 m</u> | <u>1 m</u> | (なし) |
| | | | 津波によって潮位が高く | | |
| | |)時点に准波がな! ぶ上昇した高さを | <u>かったとした場合の潮位</u> いいます。 | との差であり、 | 津波によって潮位 |
| | 1 | | <u> </u> | : | |
| | | | 津波到達予想時刻や予想 | | <u> </u> |
| | | | 時刻や津波の到達予想時 測した場合のその時刻や | | |
| 第 1 津波に関する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、自主防災組 | | <u> </u> | | 伴扱が同じ | |
| 織 | (利 | 政/ ※四即第4. | 27999 | | |
| 市は、広報紙、市ホームページ、津波ハザードマップ、津波対策訓練及び防 | | | | | |
| 災研修会等を通じて、「地震による強い揺れを感じたときや、強い揺れを感じな | | | | | |
| <u>くても津波警報・大津波警報が発表されたときは、すぐに安全な場所に避難す</u> る」ことを基本として、津波に関する防災知識の普及・啓発に努めます。 | | | | | |
| 1 津波ハザードマップの作成及び配布 | | | | | |
| 市は、県が作成した津波浸水想定図に基づき、津波ハザードマップを作成し、 | | | | | |
| 市民等に配布することにより、津波が発生した場合の浸水想定区域や避難方法 | | | | | |
| 等の周知・啓発に努めます。 第2 津波情報伝達体制の整備 市民安全部、消防本部、消防団 | | | | | |
| (略) | | . 津波情報伝達 [.] | 体制の整備市民安全部 | 、 <u>消防部、</u> 消队 | 方団 |
| (削除) ※第4章第2節第1に統合 | (略 | - / | ほ后佐訳の大中沿ル | | |
| | | | 通信施設の充実強化 る情報伝達を迅速かつ確 | 実に行うため | 必要に応じて防災 |
| | | | 増設・移設を行う等、通 | | |

新
(削除)

第3 津波防災施設及び設備の整備 市民安全部、消防本部(略)
2 津波監視体制の整備 市は、市内3か所に整備した津波監視カメラの適正な管理に努めるとともに、高所見張り場所の確保に努めます。

3 津波注意標識等の整備

(略)

(削除) ※同節第1及び第2章第5節に移動

地域情報配信システムやツイッター等の情報伝達手段の拡充を図ります。

3 防災行政用無線の浸水対策

市は、津波注意報等の発表や避難情報等を市民へ伝達するために重要な防災 行政用無線が、津波等の浸水により使用ができなくなることを避けるため、浸 水区域内の防災行政用無線に浸水対策を講じる等、津波浸水時にも有効な機能 を確保するよう努めます。

第3 津波防災施設及び設備の整備 市民安全部 (略)

2 津波監視体制の整備

津波注意報等が発表された場合は、茅ヶ崎市消防計画に基づき海面監視を実施するものとし、監視者の安全を考慮し、津波の早期発見に適した監視場所を 事前に選定します。

また、津波監視カメラの整備、高所見張り場所の確保等に努めます。

3 **津波注意標識等の整備** (略)

第4 津波に関する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、自主防災組 織

市は、広報紙、ホームページ、津波ハザードマップ、津波対策訓練及び防災 研修会等を通じて、「地震による強い揺れを感じたときや、強い揺れを感じなく ても津波警報・大津波警報が発表されたときは、すぐに安全な場所に避難する」 ことを基本として、津波に関する防災知識の普及・啓発に努めます。

1 津波ハザードマップの整備

市は、県が作成した津波浸水予測図に基づき、津波ハザードマップを作成し、 市民等に配布することにより、津波が発生した場合の避難方法等の情報提供に 努めます。

2 津波ハザードマップの活用

市は、津波ハザードマップの活用方法等について、積極的に説明会等を開催 します。その中で、避難方法や情報収集方法、避難訓練での活用の仕方などを 周知・説明し、市民に対して「自助・共助」の重要性や津波に関する防災知識 の普及・啓発に努めます。

3 津波対策訓練の実施

市は、津波からの避難意識の向上を図るため、防災関係機関や津波一時退避

| 新 | IB |
|-------------------------------------|---|
| 7/1 | 場所協定締結先等と連携し、海浜利用者や周辺自治会等に協力を求め、津波に |
| | 関する情報の伝達訓練や市民と一体となった避難訓練を実施します。 |
| | また、自主防災組織は、市の津波対策訓練に積極的に参加するとともに、域 |
| | の特性に応じた実践的な避難訓練の実施に努めます。 |
| | 4 サザンビーチちがさき海水浴場の津波対策 |
| | 市は、海水浴場管理者と連携し、海水浴場開設期間における津波注意報等の |
| | 情報伝達体制を整備します。 |
| | 海水浴場管理者は、海水浴客に対し、迅速に津波注意報等の発表を周知する |
| | とともに、安全な避難誘導を行います。また、海水浴客を対象とした避難訓練 |
| | について市と連携し実施します。 |
| (削除)※第5章第5節に移動 | 第5 津波対策における留意事項 市民安全部、消防部、消防団 |
| | 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津 |
| | 波」に分類して考えられます。遠地津波の場合は原因となる地震発生等からあ |
| | る程度時間が経過した後、津波が襲来し、近地津波の場合は、原因となる地震 |
| | 発生等から短時間のうちに津波が襲来します。 |
| | 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘 導等が可能なことがありますが、近地津波で、安全な場所へ避難するための所 |
| | 要時間がかかる場合は、水防活動等に従事する職員自身の避難行動がとれない |
| | 場合も考えられます。 |
| | このため、市は、水防活動等に従事する職員自身の安全を第一に考え、避難 |
| | 誘導や水防活動を実施する上で、安全な避難時間を確保します。 |
| | P 6 2 |
| 第4章 平常時の対策 | 第4章 平常時の対策 |
| 第6節 避難対策 | 第6節 避難対策 |
| 【現状】 | 【現状】 |
| ○市は、公立小・中学校を災害対策地区防災拠点として、災害対策基本法第4 | ○市は、防災訓練等を通じ避難所運営委員会の立ち上げ訓練を実施しています。 |
| 9条の7に基づく指定避難所(被災者の避難生活を送る施設)とするほか、 | |
| 災害情報の受伝達や救援物資の配布の拠点としています。 | (1-2-2) |
| ○市は、災害の種別に応じた指定緊急避難場所や指定避難所を災害対策基本法 | (新設) |
| に基づき指定しています。 | |
| (削除) | ○避難所として、公立小・中学校の公的施設、広域避難場所としてゴルフ場や |
| | 公園等の指定を行い、施設の整備や備蓄強化を図っています。 |

○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した 避難所運営、在宅避難者、車中泊等の避難所外避難者への対応や避難所にお けるペット対策、避難所の閉鎖等、想定される避難所運営上の課題に対して、 実効性のある取組を進める必要があります。

(削除) ※上に統合

(削除) ※上に統合

- ○避難生活の長期化に伴い、避難所における要配慮者をはじめとした避難者へ の医療措置の遅れや、不衛生な生活環境による心身への影響、栄養不足や食 欲不振による衰弱、車中泊中の静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群) などによる災害関連死を未然に防ぐために、各避難所における避難者への心 身に関わる直接的な措置が必要です。
- ○過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が発生しました。これらの動物の保護には多大な労力と時間を要すとともに、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれがあります。また、繁殖により住民の安全や公衆衛生上の環境悪化が懸念されるため、ペットの同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全

(新設)

(新設)

【課題】

(新設)

○市は、避難所の指定拡大を図るとともに、避難所の耐震化、防災用資機材や 生活必需物資等の備蓄の整備が必要です。

旧

- ○避難所マニュアルの見直しが必要です。
- ○要配慮者や女性が、避難生活の負担を軽減できるような配慮が必要です。
- ○避難所におけるペットに対する支援対策が必要です。
- ○市は、ライフライン等の停止により各種支援を必要としながら在宅で生活を 送る市民(以下「在宅避難者」という。)や、指定避難所以外の施設や公園、 自動車、テント等で避難生活を送る市民(以下「避難所外避難者」という。) 等の状況を把握することが必要です。
- ○在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者(以下「避難所外避難者等」という。)
 に対する支援が必要です。
- ○市は、災害救助法が適用される大規模災害に備えて、応急仮設住宅の建設が 速やかに行えるよう建設候補地の事前選定が必要です。

(新設)

(新設)

の観点からも重要です。

【取り組みの方向】

(削除)※同節第2に統合

第1 災害の種別に応じた避難の周知啓発 市民安全部

災害時に、迅速かつ的確な避難行動がとられるためには、住民が災害の種別 に応じた避難行動について理解した上で、避難先やその経路について平常時よ り検討しておく必要があります。

そのため、市は防災研修会やハザードマップ等、様々な機会や手段を通じて、 災害の種別に応じて求められる避難行動の周知を図るとともに、災害の危険から身を守るために緊急的に避難するための場所である避難場所と、自宅等が被 災した被災者が一定期間滞在し避難生活を送るための避難所の違い等について 周知の徹底を図ります。

第2 避難所運営<u>体制</u>の強化 市民安全部、<u>保健所、</u>配備職員、自主防災組織

1 避難所運営体制の強化

大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。<u>そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。</u>

(略)

【取り組みの方向】

第1 避難所の整備・強化 市民安全部

市は、避難所の耐震化を図り、民間施設や企業等との協定等、避難所の指定拡大を図ります。

また、市は、地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。

<u>また、市は、高齢者や障害者等の利用を考慮し、施設のバリアフリー化を推</u>進します。

(新設)

第2 避難所運営の強化 市民安全部、配備職員、自主防災組織

1 避難所運営体制の整備

大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。<u>避難所においては、災害発生時にできるだけ混乱を少なくし、円滑な避難所の運営を行うため、避難所運営</u>委員会を立ち上げます。

避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐することとします。

市及び自主防災組織は、避難所運営委員会の立ち上げ訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営ができるよう、体制の整備を図ります。

(略)

(削除)※第5章第6節へ移動

3 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、授乳室等の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。

4 ペット対策の周知・啓発

避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養 場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。

市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正 な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理 方法を普及啓発するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行 います。

第3 防災資機材等の整備 市民安全部、自主防災組織

市は、避難所の整備を図るため、防災資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。

また、<u>市は、</u>要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。

市は、関係機関と連携し、災害関連死の防止など避難所における要配慮者の 生活環境の整備を図るため、保健医療・介護体制の整備、給食体制、福祉避難 所への移送方法など、要配慮者の支援体制の整備を進めます。

1 障害者及び高齢者等への対応

3 学校教育の早期再開に向けた避難所対策

学校施設は、児童、生徒が教育を受け、生活の中心となる場であり、被災した子どもたちの安全感・安心感の回復等の心のケアを支援する等、学校教育の早期再開は非常に重要な課題であることから、避難者の受け入れにあたっては、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行います。

(新設)※同節第5より移動

(新設)※同節第5より移動

|第3 防災<u>用</u>資機材等の整備 <mark>市民安全部、自主防災組織</mark>

市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、地域特性に配慮した防災用資機材等の備蓄を進めます。

また、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。

第4 要配慮者に配慮した支援対策 配備職員、自主防災組織

避難所運営委員会においては、要配慮者への情報提供、避難スペースの提供、 生活支援等、要配慮者が避難生活を送る上で負担を軽減できるよう十分配慮するよう努めるとともに、避難所での生活が困難な場合は、福祉避難施設への収容等、必要な措置を図ります。

市は、避難所での生活が困難な障害者及び高齢者等の支援措置として、社会 福祉施設等と障害者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉 避難所の確保を図ります。

市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障害者及び高齢者等に配慮した防災用資機材の備蓄に努めます。また、災害時の連絡手段として、地域防災無線(防災用MCA無線)を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。

2 妊産婦及び乳幼児への対応

市は、妊産婦及び乳幼児の災害時にとるべき行動、避難方法や避難時の持出 品等、個々の状況に合わせた事前対策の必要性について各家庭で講じられるよ う周知を図ります。

<u>また、市は、災害時に受ける妊産婦及び乳幼児のストレスを軽減できるよう、</u>健康相談や健康チェックができるような体制の整備に努めます。

3 外国人への対応

災害に係る各種避難標識やハザードマップ等は、国の「災害種別図記号によ る避難場所表示の標準化の取組」を踏まえ、図記号(ピクトグラム)表記や英 語併記など、外国人に対し広く防災情報が伝わるようその提供方法の工夫に努 めます。

また、避難所においては、災害時多言語表示シートを活用した外国人への生活情報の提供体制を整備します。

(削除) ※同節第1へ移動

(削除) ※同節第1へ移動

第<u>5</u> 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援 市民安全部、<u>保健所</u> (略)

第6 応急仮設住宅の整備 市民安全部、都市部、建設部

市は、応急仮設住宅を迅速に供給するため、災害時に必要な戸数や場所を事前に検討するとともに、被災者の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努

第5 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 配備職員、自主防災組織

<u>避難所運営委員会においては、委員に女性を配置する等、男女双方の視点に</u>十分配慮するよう努めます。

旧

また、女性専用スペースや女性用洗濯場の確保、女性用物資の配布方法等に 十分配慮するよう努めるとともに、安全性の確保を図ります。

第6ペット対策 保健所部

(略)

第<u>7</u> 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援 市民安全部、<u>保健所部</u> (略)

第8 応急仮設住宅の整備 市民安全部、都市部、建設部

市は、応急仮設住宅の供給において、災害時に必要な戸数や場所を迅速かつ的確に把握できるよう、事前に選定します。

| 新 | 旧 |
|--|-------------------------------------|
| <u>めます。</u> | |
| (略) | (略) |
| 第7 避難計画の策定 市民安全部 | 第 <u>9</u> 避難計画の策定 市民安全部 |
| (略) | (略) |
| | P 6 5 |
| 第4章 平常時の対策 | 第4章 平常時の対策 |
| 第7節 帰宅困難者対策 | 第7節 帰宅困難者対策 |
| 【現状】 | 【現状】 |
| (削除) | ○災害発生時には、電車等の交通機関が停止し、電車等を利用しなければ帰宅 |
| | できない者(以下「帰宅困難者」という。)が発生すると想定されます。 |
| (削除) | ○東日本大震災では、国の推計において、県内においても67万人の帰宅困難 |
| | 者が発生したと考えられています。 |
| ○ <u>神奈川</u> 県の地震被害想定調査結果では、 <u>冬の18時に想定地震が発生した場</u> | ○県の地震被害想定調査結果では、本市で8,000人を超える帰宅困難者が |
| 合には、本市で8,000人を超える帰宅困難者が発生すると想定 <u>されて</u> います。 | 発生すると想定 <u>して</u> います。 |
| ○市は、駅周辺の公共施設や協定を締結した駅ビル等の民間施設を帰宅困難者 | ○市は、駅周辺の公共施設を一時滞在施設として位置づけるとともに、駅ビル |
| 用の一時滞在施設(以下「一時滞在施設」という。)として位置づけています。 | 等の民間施設と協定を締結し、一時滞在施設の拡充を図っています。 |
| 【課題】 | 【課題】 |
| ○帰宅困難者への対応は、同時に地震による多数の死傷者や避難者等が想定さ | ○市、防災関係機関、企業等のあらゆる主体が協力して、帰宅困難者対策を一 |
| れる中で、行政による公助だけでは限界があるため、自助や共助も含めた総 | <u>層具体化していく必要があります。</u> |
| 合的な対策が必要です。 | |
| (削除) | ○大量の帰宅困難者が外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、大き |
| | な混乱の発生が懸念されます。 |
| (削除) | ○市は、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等と連携を図り、一斉帰宅を |
| | 抑制する必要があります。 |
| ○略 | ○略 |
| ○市は、一時滞在施設の確保に努めるとともに、女性に配慮した運営等の開設・ | ○市は、帰宅困難者が発生しやすい駅周辺等の民間ビルとの協定締結を進める |
| 運営に関わるルール作りや市民等への情報提供等に努める必要があります。 | 必要があります。 |
| (削除) | ○女性が安心して滞在できるよう、一時滞在施設における女性専用スペースの |
| | 確保やルールづくりが必要です。 |
| 【取り組みの方向】 | 【取り組みの方向】 |
| 第1 一斉帰宅の抑制 市民安全部、経済部 | 第 1 一斉帰宅の抑制 市民安全部、経済部 |

1 一斉帰宅抑制の周知

市は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の 災害応急対策活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制 するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の市民、企業、学校、 関係団体等への周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。

また、市は、帰宅困難者とその家族間において、安否確認が取り合えるよう に、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段や、家族間で あらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知します。

2 企業等の取り組みの促進

市は、企業等が、従業員等を一定期間事業所等内に留めるために必要となる 水、食料、物資等の備蓄や、事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の 促進を図ります。

(略)

第 4 徒歩帰宅者対策 市民安全部

鉄道等の公共交通機関の運休が長期化する場合、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対し、自宅まで帰るための支援が必要となります。そのため、九都県市では、事業者・団体と徒歩帰宅者への支援に関する協定を締結しており、コンビニエンスストア、ファミリーレストランやガソリンスタンド等の施設では、災害時帰宅支援ステーションとして、水、トイレ、交通情報等の提供が行われます。市は、市民、企業等に対し、この災害時帰宅支援ステーションの周知を図ります。

第5 訓練の実施 市民安全部

(削除)

市は、防災関係機関及び企業等の協力を得て、一時滞在施設への誘導、施設の迅速な開設及び運営、広報等の訓練を実施します。

(削除)

市は、帰宅困難者対策のため、市民、学校及び企業等に対し、災害発生直後 に「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、一斉帰宅抑制 の徹底に努めます。

旧

2 企業等の取り組みの推進

1 知識啓発、周知

企業等は、一斉帰宅の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者・利用者 等について、一時収容対策を図ることとします。

<u>また、一定期間施設内等に留めるために必要となる飲料水や食料等の備蓄に</u> 努めます。

(略)

第4 徒歩帰宅者対策 市民安全部

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や市、県及び防災関係機関から提供される災害関連情報等により、安全に帰宅できることを確認し、帰宅を開始するものと想定されます。

公共交通機関が停止していた場合、バス等の代替輸送は要配慮者を優先して 搬送するため、帰宅困難者の多くは長距離を徒歩で帰宅せざるを得ないと考え られます(以下「徒歩帰宅者」という。)。

そのため、九都県市では、沿道の店舗等の協力により、徒歩帰宅者に対し、 水道水、トイレ、交通情報等を提供する災害時帰宅支援ステーションの協定拡 充に取り組んでいます。

市は、その取り組みを推進し、徒歩帰宅者に対する支援体制を整備するとともに、市民、企業等に対し、その周知を図ります。

第5 訓練の実施 市民安全部

1 帰宅困難者対策訓練の実施

市は、防災関係機関及び企業等の協力を得て、一時滞在施設への誘導<u>訓練</u>、施設の迅速な開設及び運営、広報等の訓練を実施します。

2 徒歩帰宅訓練の実施

市は、徒歩帰宅訓練を広域的な連携のもと実施します。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| | 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、 |
| | 途中の支援施設等を日頃から把握することが可能となり、また、運動靴や簡易 |
| | 的な食料等、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、日頃からの災害への備えを意識 |
| | <u>する契機となる等の効果が期待できます。</u> |
| (NUTA) Selection of the latter of latter TT and latter of the of latter of l | P 6 7 |
| (削除)※第3章第6節及び第4章第6節へ移動 | 第4章 平常時の対策 |
| | 第8節 要配慮者対策 |
| | (略) P 6 9 |
| 第4章 平常時の対策 | 『 O 9 第 4 章 平常時の対策 |
| 第4草 | 第4草 一番時の対象 第9節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 |
| 現代 「現状 | 現代 「現状 「現成 」」 「現成 「現成 |
| | ○略 |
| ○過去の大災害では、避難生活の長期化により避難所での不眠・不安を訴える | (新設) |
| 人が増加したほか、災害対応に従事する職員のメンタルヘルスへの対応が必 | |
| 要となっています。 | |
| ○略 | ○略 |
| 【課題】 | 【課題】 |
| ○略 | 〇略 |
| | |
| ○被災者及び災害対応従事職員等に対するこころのケアの体制を整備する必要 | (新設) |
| <u>があります。</u> ○略 | |
| 【取り組みの方向】 | ○ |
| 第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所 | 第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所部 |
| 1 健康管理対策 | 1 健康管理対策 |
| (略) | (略) |
| 2 こころのケア対策 | (新設) |
| 避難所避難者や在宅避難者等の避難所外避難者、災害対応従事職員のこころ | |
| のケア対策について、対策内容や実施体制等について整備を進めます。 | |
| 3 震災関連死の防止対策 | <u>2</u> 震災関連死の防止対策 |
| (略) | (略) |

新 旧 3 防疫対策 4 防疫対策 (略) (略) 4 感染症患者医療体制の確立 5 感染症患者医療体制の確立 (略) (略) 6 トイレ対策 5 トイレ対策 (略) (略) 7 ペット対策 6 ペット対策 市は、ペットの飼い主に対し、自宅からの避難が必要となる災害が発生し 市は、ペットの防災対策として、飼い主に対し、ペットに首輪や名札、鑑札 ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から災害に備えた をつけるよう指導し、災害時にペットが放浪や混乱をしないよう周知を図りま ペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等をはじめ、避難所では他の避難者 の理解のもと、飼い主の責任のもと飼養管理を行うことや、ペットの同行避難 また、関係機関と連携し、ペット対策の体制を整備します。 に必要なしつけや健康管理の必要性について周知啓発を図ります。 また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を 基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の 救護体制を整備するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行 います。 (飼い主に周知する主な内容) ○ペットのしつけと健康管理 ○ペットが行方不明にならないための対策(鑑札、迷子札等による所有者明示) ○ペット用の避難用品や備蓄品の確保 (略) (略) 第3 遺体の取扱い対策 総務部、保健所、茅ケ崎警察署 第3 遺体の取扱い対策 総務部、保健所部、茅ケ崎警察署 (略) (略) P 7 1 第4章 平常時の対策 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 【現状】 【現状】 ○市は、災害に備え、乾燥米飯、毛布及びトイレ等を災害時に避難所となる公 (新設) 立小・中学校や総合体育館、茅ヶ崎公園野球場及び北部備蓄倉庫等に備蓄し ています。 ○略 ○略 ○災害時には、水道施設が大きな被害を受けることが考えられます。そのため、 ○市は、災害時の給水対策として、市内9か所に飲料水兼用貯水槽を整備する

とともに、貯水槽への給水栓の設置や公立小・中学校の耐震性プールへのろ 水機の配備を行っています。

(削除)

- ○市は、災害時に備え、企業等と災害時における物資等の調達に係る協定を締結しています。
- ○東日本大震災では、道路被害や燃料供給の停滞によって、配送が滞り、避難 所等で飲料水、食料及び生活必需物資等が不足する状況が発生しました。

【課題】

- ○市は、備蓄物資を計画的に更新するとともに、季節性を考慮し、要配慮者等 に配慮した備蓄を進める必要があります。
- ○大規模な災害が発生した場合には、市の備蓄では十分ではないため、市民の 自己備蓄並びに企業等との協定による<u>備蓄</u>の確保が必要です。 (削除)
- ○市は、飲料水を確保するとともに、飲料水兼用貯水槽等の取扱方法等について習熟を図る必要があります。
- ○公立小・中学校等の防災備蓄倉庫は、整備から長期間が経過し、近年老朽化 が目立っています。
- ○平成28年の熊本地震において、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間がかかり、実際に避難所に届くまでにかなりの時間を要しました。そのため、市は、被災者に備蓄物資を迅速に届けられるよう、その供給体制の整備を図る必要があります。

【取り組みの方向】

第 1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、<u>建設部、</u>下水道 河川部、教育総務部

(略)

2 飲料水の確保

(1) 市は、飲料水の確保対策として飲料水兼用貯水槽(100㎡)、市営プールや屋内温水プール、公立小・中学校等の耐震性プールを適正に管理するとともに活用体制を整えます。

(略)

旧

市は、一人1日3リットルを目標として飲料水の確保に努めています。

- ○市は、非常用の食料として、乾燥米やクラッカー、長期保存食等の備蓄をしています。
- ○市は、災害時に備え、企業等と災害時における物資等の調達に係る協定を締結しています。
- ○東日本大震災では、道路被害や燃料供給の停滞によって、配送が滞り、避難 所等で飲料水、食料及び生活必需物資等が不足する状況が発生しました。

【課題】

(新設)

- ○大規模な災害が発生した場合には、市の備蓄では十分ではないため、市民の 自己備蓄並びに企業等との協定による流通備蓄の確保が必要です。
- ○市民ニーズや地域の特性、季節性を考慮した備蓄が必要です。
- ○災害時に被災者に飲料水、食料及び生活必需物資等を迅速に届けられるよう、 その要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、計画的な分散備 蓄が必要です。

(新設)

○平成28年の熊本地震において、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間がかかり、実際に避難所に届くまでにかなりの時間を要しました。

【取り組みの方向】

第 1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、下水道河川部 (略)

2 飲料水の確保

(1) 市は、飲料水の確保対策として飲料水兼用貯水槽(100㎡)、市営プール や屋内温水プール、公立小・中学校等の耐震性プール<u>の整備、保全を進めます。</u>

(略)

(3) 市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機 材の整備に努めるとともに、取扱方法の周知に努めます。

第2 食料の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部

1 食料の備蓄

市は、乾燥米飯等の長期保存を可能とした食料の備蓄に努めます。

2 食料の確保

市は、災害時の食料を確保するため、企業等との協定の締結を進めます。

第3 生活必需物資等の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部 (略)

2 生活必需物資等の確保

市は、災害時の生活必需物資等を確保するため、企業等との協定の締結を進めます。

また、市は簡易トイレや組立式トイレの設置・取扱方法について周知を図ります。

第4 要配慮者等への配慮 市民安全部

市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障害者、女性、 乳幼児等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。

第5 自己備蓄の推進 市民安全部

(略)

第6 防災備蓄倉庫の管理 市民安全部

<u>市は、公立小・中学校等に設置している防災備蓄倉庫の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化した倉庫の再整備を進めます。</u>

第 7 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、神奈川県トラック協会

(略)

第4章 平常時の対策

第10節 教育·保育対策

【現状】

(削除)

(3) 市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材の整備に努めます。

第2 食料の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部

1 食料の備蓄

市は、乾燥米やクラッカー等の長期保存を可能とした食料の備蓄に努めます。

2 食料の確保

市は、協定を締結する企業等の協力を得て、食料を確保します。

第3 生活必需物資等の備蓄及び確保 財務部、市民安全部、経済部 (略)

2 生活必需物資等の確保

市は、協定を締結する企業等の協力を得て、生活必需物資等を確保します。

(新設)

3 要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めます。

4 男女双方の視点への配慮

市は、男女双方の視点に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めます。

第4 自己備蓄の推進 市民安全部

(略)

(新設)

第5 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、県トラック協会

(略)

P 7 3

第4章 平常時の対策

第11節 教育・保育対策

【現状】

○市は、災害に強い安全な学校づくりを順次進め、平成19年度までに公立小・

- ○市教育委員会では、茅ヶ崎市地域防災計画に基づき、児童・生徒等の生命・ 身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速かつ的確な保護体制について「防災 対策計画の作成指針」を定め、各学校では、この指針に基づき学校防災計画 等を作成しています。
- ○各学校では、防災教育や防災訓練、通学路の安全点検等を通じて、日常的に 児童・生徒等の防災意識の向上を図っています。

【課題】

- ○教育施設及び保育施設について、施設・設備や通学路等の安全性を確保する 必要があります。
- ○各学校は、最新の被害想定や防災に関する各種の取組を踏まえ、学校防災計 画等を見直すとともに、必要な資機材等を備蓄する必要があります。

○略

(削除)

(削除)

【取り組みの方向】

第 1 園児、児童、生徒の安全確保対策 こども育成部、<u>教育総務部、教育推</u> 進部、施設管理者

(略)

また、学校等は、児童、生徒の登下校時や在宅時に当にとるべき行動について、あらかじめ指導しておくとともに、公立小学校においては、児童の通学路の安全点検を実施し、必要に応じて安全確保対策を実施するなど適正な管理に努めます。

第2 防災計画等の見直し こども育成部、教育推進部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、<u>地震防災体制の充実を図るため、各々の防災計画や避難計画等について、周辺地域の特性や最新の防災に関する情報を踏まえ、必要な見直しを行い、その内容の充実を図るとともに、必要な資機材等の備蓄</u>を進めます。

第3 実効性のある避難訓練の実施 <u>こども育成部、教育推進部、施設管理者</u> 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、積極的に防災教育を 図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携 ΙH

中学校の校舎と屋内運動場の耐震改修工事を全て完了しています。

○東日本大震災では、津波等の被害により、多くの児童、生徒が犠牲になりました。そのため、公立小・中学校では、防災体制や防災教育の充実を図るため、学校防災計画等の見直しを行っています。

(新設)

【課題】

- ○園児、児童、生徒の安全を第一に考えた施設・設備の安全性の確保が必要です。
- ○児童の登下校中の災害発生に備えた通学路の安全性の確保が必要です。
- ○学校防災計画は、周辺地域の特性や実情に合った計画となるよう、見直しや 検証が必要です。

○略

- ○保護者への引き渡し方法、連絡体制の整備の強化が必要です。
- ○避難所としての役割を確保するため、防災用資機材の備蓄の拡充が必要です。【取り組みの方向】
- 第1 園児、児童、生徒の安全確保対策 こども育成部、教育部、施設管理者

(略)

また、学校等は、児童、生徒の登下校時や在宅時に当にとるべき行動について、あらかじめ指導しておくとともに、公立小学校においては、児童の通学路の安全点検を実施する等、あらゆる事態を想定した安全確保対策を実施します。

第2 防災計画等の見直し こども育成部、<u>教育部</u>、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、<u>各々の防災計画や避難計画等において、園児、</u> 児童、生徒の安全確保を第一に考え、周辺地域の特性や実情を考慮する等、必 要な見直しを行い、職員個々の分担業務の明確化を図り、実効性のある計画と して定めます。

第3 実効性のある避難訓練の実施 こども育成部、教育部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、積極的に防災教育を 図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携

した取り組みを図るよう努めます。

また、障害がある園児、児童、生徒の避難については、<u>個々の状況に合わせた</u>迅速に対応できる体制を整えるとともに、<u>実効性のある</u>避難訓練<u>とその</u>検証を重ねます。

第4 保護者との連絡体制の整備 こども育成部、<u>教育推進部</u>、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、災害時における<u>情報伝達や安否確認、保護者に</u>よる引き取り等を確実に行えるよう、保護者との連絡体制を整備します。

第5 公立小・中学校における防災体制の整備 市民安全部、<u>教育推進部</u>、施 設管理者

(削除) ※第4章第9節へ移動

公立小・中学校は、文部科学省が定める「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、児童、生徒の安全確保や防災用資機材の収容場所の提供に努める等、防災機能の強化に努めます。

第4章 平常時の対策

第11節 危険度判定対策

【現状】

○市は、災害発生後、被災建築物の倒壊及び宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物応急危険度判定<u>士</u>及び被災宅地危険度判定<u>士を養成するとともに、実施体制の整備に努めています。</u> (削除)

【課題】

- ○略
- ○<u>判定活動を円滑に行うため、</u>判定に必要な機材等の整備<u>やマニュアルの整備、</u> 広域<u>応援</u>体制の一層の強化が必要です。

【取り組みの方向】

- 第1 建築物応急危険度判定士の養成 都市部
- 1 建築物応急危険度判定士

IΕ

した取り組みを図るよう努めます。

また、障害がある園児、児童、生徒の避難については、<u>障害の状態をよく把握し、</u>迅速に対応できる体制を整えるとともに、<u>実効的な</u>避難訓練<u>を行い</u>検証を重ねます。

第4 保護者との連絡体制の整備 こども育成部、教育部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、災害時における<u>保護者との連絡体制を確立し、</u> <u>園児、児童、生徒の安否確認や保護者への引き渡し等を確実に行えるよう、日</u> 頃からその体制について整備します。

第5 公立小・中学校における防災体制の整備 市民安全部、<u>教育部</u>、施設管 理者

市は、公立小・中学校を避難所として指定しているため、その機能を十分に 発揮できるよう防災備蓄倉庫の設置や、応急対策活動に必要な防災用資機材等 の整備を行います。

<u>また、</u>公立小・中学校は、文部科学省が定める「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、児童、生徒の安全確保や防災用資機材の収容場所の提供に努める等、防災機能の強化に努めます。

P 7 4

第4章 平常時の対策

第12節 危険度判定対策

【現状】

- ○市は、災害発生後、被災建築物の倒壊及び宅地の崩壊がもたらす二次災害を 防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物応急危険度判定<u>活動</u>及び被災 宅地危険度判定活動の整備を図っています。
- ○市は、県と連携し、建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、広域的な相互応援体制の整備を図っています。

【課題】

○略

- ○判定に必要な機材等の整備が必要です。
- ○判定活動を円滑に行うために、広域支援体制の一層の強化が必要です。

【取り組みの方向】

- 第1 建築物応急危険度判定士の養成 都市部
- 1 建築物応急危険度判定士

建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)とは、神奈川県震災建築 物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に規定する知事の認定を受け、応急 危険度判定を行う者をいいます。

2 判定士の養成

市は、<u>地震により被災した建物が安全に使用できるかどうかの判定作業を行うため、</u>市職員に対して、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、判定士として養成します。

第2 被災宅地危険度判定士の養成 都市部

1 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)とは、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿に登載した者または被災宅地危険度判定連絡協議会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登載した者をいいます。

2 宅地判定士の養成

市は、<u>地震に伴い、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生</u> <u>状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図るための判定作業を</u> <u>行うため、</u>市職員に対して、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を 受講させ、宅地判定士として養成します。

第3 危険度判定実施体制の充実 都市部

市は、<u>被災建築物及び被災宅地の危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、</u> <u>判定の実施に必要な機材や活動マニュアル等の整備、県及び他市町村間の相互</u> 応援体制の整備を図ります。

(削除) ※同節第3に統合

(削除) ※同節第3に統合

第4章 平常時の対策

第12節 緊急輸送道路等の確保対策

【現状】

○県及び市は、災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊

ΙF

建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)とは、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に規定する知事の認定を受け、応急危険度判定を行うものをいいます。

2 判定士の養成

市は、市<u>関係</u>職員に対して、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、判定士として養成します。

第2 被災宅地危険度判定士の養成 都市部

1 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)とは、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士 名簿に登載した<u>もの</u>または被災宅地危険度判定連絡協議会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登載した<u>もの</u>をいいます。

2 宅地判定士の養成

市は、市<u>関係</u>職員に対して、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、宅地判定士として養成します。

第3 必要機材等の整備 都市部

市は、迅速かつ的確な判定活動が行えるよう、判定の実施に必要な機材等を整備します。

第4 マニュアルの整備 都市部

市は、迅速かつ的確な判定活動を行えるよう、活動マニュアルを整備します。

第5 相互支援体制の整備 都市部

市は、判定士及び宅地判定士の派遣に対しては、広域的な応援体制が必要であることから、県及び他市町村間の相互応援体制の整備を図ります。

P 7 5

第4章 平常時の対策

第13節 緊急輸送道路等の確保対策

【現状】

○東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道

<u>急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路、ヘリポート、物資受入港等を指定</u>しています。

(削除)

(削除)

【課題】

○大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されるため、緊急輸送道路等の緊急輸送の確保に努めるとともに、運用方法や復旧体制について整備する必要があります。

【取り組みの方向】

第 1 緊急輸送道路<u>等の指定</u> 市民安全部、<u>建設部</u>、藤沢土木事務所、<u>横浜国</u> 道事務所

1 緊急輸送道路の指定

県<u>は</u>、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部、物資受入港(湘南港)等及び 隣接都県の主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定していま す。

(略)

(削除) ※同項目内の3に統合

2 緊急輸送道路を補完する道路の指定

(削除)

市は、応急対策活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機 材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ 緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

(略)

3 緊急輸送道路等の整備

道路管理者は、災害発生時の緊急輸送<u>道路等</u>の確保に向け、それぞれの計画に基づき道路の整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。

IΕ

路として、応急対策活動や復旧に役立つ等、「いのちの道」としての機能を発揮しました。

- ○県は、災害時の応急対策活動に必要な緊急通行車両の円滑な通行の確保を図るため、緊急輸送道路を指定しています。
- ○市では、県が指定した緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。
- ○市は、自衛隊等によるヘリコプター輸送に対応するため、市内に10箇所の 臨時ヘリポートを指定しています。

【課題】

- ○消火、救助・救急、物資輸送等の応急対策活動の円滑な実施を図るため、緊急通行車両の通行の確保が必要です。
- ○災害時に道路による輸送が困難な場合、ヘリコプターでの輸送を確保するため、更なる臨時ヘリポートの指定と整備が必要です。

【取り組みの方向】

第1 県指定の緊急輸送道路 市民安全部、藤沢土木事務所

1 県指定の緊急輸送道路

県<u>が</u>、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部、物資受入港(湘南港)等及び 隣接都県の主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定していま す。

(略)

2 県指定の緊急輸送道路の整備

国及び県は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、計画的な道路整備を進めま す。

第2 緊急輸送道路を補完する道路の整備 市民安全部、建設部

1 緊急輸送道路を補完する道路

市は、応急対策活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機 材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ 緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

(略)

2 緊急輸送道路を補完する道路の整備

<u>市及びその管理者</u>は、災害発生時の緊急輸送機能の確保に向け、それぞれの計画に基づき施設の整備を推進します。

4 復旧体制の整備

道路管理者は、道路が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材につ いて事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力 体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

第2 ヘリポートの指定 市民安全部、神奈川県

(削除)

市及び県は、災害時の空路からの物資受け入れ拠点並びに災害医療拠点の運 用のため、大型ヘリコプターの離着陸が可能な次の場所をヘリコプターの臨時 離着陸場として指定しています。

市は、指定された施設が災害時にヘリコプターの離着陸場として使用される ことを看板の設置等により市民等に対して周知します。

市は、ヘリポートの確保に努めるとともに、指定状況を自衛隊や必要な防災 関係機関に事前に周知します。

| P1-1/24124 4 144 7 47 11 4 5 5 7 0 | | | |
|--|------------|--------|--|
| | 市指定臨時ヘリポート | | |
| 名 | 称 | 所 在 地 | |
| (略) | | (略) | |
| 柳島スポーツ公園 | | 柳島1300 | |
| | 県指定臨時ヘリポート | | |
| 名 | 称 | 所 在 地 | |
| (略) | | (略) | |

(削除)

第3 海上輸送体制の整備 市民安全部、経済部

市は、災害時の海上輸送に伴う物資受入体制を整えるとともに、「災害相互応 援協定に関する協定」及び「災害時の輸送船舶調達に関する協定」等により、 輸送体制の確立に努めます。

また、市は、関係機関との連携のもと、発災時の港湾機能の維持・継続のた

旧

(新設)

第3 ヘリポートの整備 市民安全部

1 ヘリポート

市及び県は、災害時の空路からの物資受け入れ拠点並びに災害医療拠点の運 用のため、次の場所をヘリコプターの臨時離着陸場として指定しています。

| 市指定臨時ヘリポート | | | | | |
|------------|---|------------|------|---|---|
| | 名 | 称 | 所 | 在 | 地 |
| (略) | | | (略) | | |
| (新設) | | | (新設) | | |
| | | 県指定臨時ヘリポート | ` | | |
| | 名 | 称 | 名 | | 称 |
| (略) | | | (略) | | |

2 ヘリポートの整備

市及び県は、ヘリポート施設の耐震化を高めるとともに、大型ヘリコプター の離着陸が可能な空間の確保を積極的に進めていきます。

また、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、 これらの地図情報を、自衛隊や必要な防災関係機関に事前に配布しておきます。

第4 海上輸送体制の整備 市民安全部、経済部

市は、災害時の海上輸送に伴う物資受入体制を整えるとともに、「災害相互応 援協定に関する協定」及び「災害時の輸送船舶調達に関する協定」等により、 輸送体制の確立に努めます。

めの対策を検討するとともに、港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、 資機材等の確保等必要な対策に努めます。

(略)

第4章 平常時の対策

第13節 ライフライン等の応急復旧対策

【現状】

○<u>ライフライン関係機関</u>は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や 電気、ガス等のライフラインを早期に回復するため、ライフライン関係機関 と連携を図り、施設の安全強化対策とあわせて、災害時の応急復旧体制の整 備等の対策を進めています。

【課題】

- ○市は、ライフライン関係機関と連絡体制の整備を図る必要があります。
- ○大規模災害時には、広範囲にわたって電気、ガス、水道等のライフライン施設に被害が発生し、復旧に時間を要することが予想されるため、各事業者においては復旧用資機材の備蓄強化等応急復旧の迅速化に向けた対策を進める必要があります。

【取り組みの方向】

第1 情報受伝達体制の整備 市民安全部

(略)

第3 下水道施設 下水道河川部

市は、災害時でも下水道のサービス水準を一定に保ち、可能な限り短時間で業務が再開できるよう、管路や下水道施設の耐震化や非常電源設備の確保等、様々な事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。

第4 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社

東京電力パワーグリッド(株)平塚支社は、災害時の電力供給施設の被害を未 然に防止し、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力供給施 設の耐震化や、緊急用資機材の整備に努めます。

また、災害時の迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。

(略)

P 7 8

第4章 平常時の対策

第14節 ライフライン等の応急復旧対策

【現状】

○<u>市</u>は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や電気、ガス等のライフラインを早期に回復するため、ライフライン関係機関と連携を図り、施設の安全強化対策とあわせて、災害時の応急復旧体制の整備等の対策を進めています。

旧

【課題】

- ○市は、ライフライン関係機関と緊密な連携を図る必要があります。
- ○東日本大震災では、広範囲にわたって、ライフライン施設に被害が発生する とともに、余震等の発生により復旧に時間を要しました。そのため、復旧用 資機材の備蓄強化や代替施設の確保、施設の安全性の向上を図る等、応急復 旧が迅速に行えるよう、ライフライン関係機関においては、予防対策を進め る必要があります。

【取り組みの方向】

第1 情報伝達体制の整備 市民安全部

(略)

第3 下水道施設 下水道河川部

市は、災害時でも下水道のサービス水準を一定に保ち、可能な限り短時間で業務が再開できるよう、管路や下水道施設の耐震化や非常電源設備の確保等、様々な事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。

第4 電力施設 東京電力パワーグリッド(株) 平塚支社

東京電力パワーグリッド(株)平塚支社は、災害時の電力供給施設の被害を未 然に防止し、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力供給施 設の耐震化や、緊急用資機材の整備に努めています。

また、災害時の迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に<u>努めていま</u>。

第5 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店

東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に<u>努めます</u>。 (略)

第8 鉄道施設 東日本旅客鉄道(株)横浜支社

東日本旅客鉄道(株)横浜支社は、災害時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、施設及び設備等の耐震化や防災用資機材の整備を図り、迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に<u>努めます</u>。

第4章 平常時の対策

第14節 燃料対策

【現状】

- ○市は、災害時における燃料の調達に<u>関する協定を神奈川県石油商業組合等と</u> 締結しています。
- ○市は、環境事業センターに<u>設置した自家用給油取扱所に軽油及びガソリンを</u> <u>備蓄するとともに、軽油</u>を輸送するため、消防本部に燃料補給車を配備して います。

(削除)

【課題】

○市は、<u>関係機関との連携のもと燃料の調達に関する協定の実効性を高めるとともに、備蓄燃料の供給体制の充実を図る必要があります。</u> (削除)

(削除)

【取り組みの方向】

第1 燃料の確保及び供給体制の充実 財務部、消防本部、施設管理者

市は、災害時に必要となる燃料について、公共施設や車両、医療機関・福祉

ΙE

第5 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店

東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に<u>努めています</u>。 (略)

第8 鉄道施設 東日本旅客鉄道(株)横浜支社

東日本旅客鉄道(株)横浜支社は、災害時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、施設及び設備等の耐震化や防災用資機材の整備を図り、迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。

P 8 0

第4章 平常時の対策

第15節 燃料対策

【現状】

- ○市は、災害時における燃料の調達について企業等と協定を締結しています。
- ○市は、環境事業センターに<u>自家用給油取扱所を設置するとともに、燃料</u>を輸送するため、消防本部に燃料補給車を配備しています。
- ○東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備等の軽油、暖房機器の灯油等、 各種燃料が不足し、市民の生活や事業活動に大きな影響が生じました。

【課題】

- ○市は、<u>災害時における燃料の供給に関する仕組みを見直し、体制の整備が必</u>要です。
- ○市は、燃料の供給に対し、平常時から防災関係機関と緊密な連携を図るとと もに、災害時においては、他市町村とも積極的な情報共有を行う必要があり ます。
- ○災害時に重要な拠点となる公共施設における非常電源の稼働や、緊急通行車 両等の燃料の確保については、日頃からの備蓄等運用の検討が必要です。

【取り組みの方向】

第1 燃料の調達 財務部

市は、災害時に協定を締結している企業等から燃料を確保できる体制を整備

旧 施設等防災上重要となる施設に迅速かつ円滑に供給できるよう、災害協定に基 します。 づく調達や燃料補給車を活用した軽油の補給活動、関係機関への要請など災害 また、他市町村や防災関係機関と連携を図り、情報共有に努めます。 が発生した際の調達及び供給体制を整備します。 市は、燃料補給車による燃料の補給訓練を行うとともに、燃料の不足に備え、 非常電源や車両等の燃料について、給油時期を早める等、常時一定量の確保に 努めます。 (削除)※同節第1に統合 第2 燃料の供給 財務部 市は、緊急通行車両や、医療機関・福祉関係施設・企業等、市民の安全を確 保するために重要な拠点となる公共施設・車両等を対象に、燃料の供給を迅速 に行える体制を整備します。 (削除)※同節第1に統合 第3 平常時の備え 財務部、施設管理者 市及び施設管理者は、燃料の供給が停滞した場合に備え、公用車の燃料や施 設の非常電源、暖房等の燃料について、給油時期を早める等、常に一定量の燃 料を確保する体制を構築し、平常時から災害時を想定した対策を講じることと します。 P 8 1 第4章 平常時の対策 第4章 平常時の対策 第15節 広域応援・受援体制の充実強化 第16節 広域応援・受援体制の充実強化 【現状】 【現状】 ○市は、災害時における人的・物的資源を確保するため、県、市町村及び防災 ○市は、災害時における人的・物的資源を確保するため、日頃から県、市町村 関係機関の相互応援に関する各種協定や企業等との災害協定を締結していま 及び防災関係機関の相互応援に関する各種協定や企業等との災害協定を締結 す。 しています。 ○市は、県及び県内市町村、ひたちなか市、市川市及び富士市の県外の海岸沿 ○市は、平成24年に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関す る協定」を締結し、地域相互間での協力体制を構築する等、相互応援体制の いに位置する自治体、歴史的なつながりのある岡崎市、佐久市及び関ケ原町 等、他自治体と災害時における相互応援協定を締結し、防災に関する情報交 充実を図っています。 換等を定期的に実施しています。 (削除)※上に統合 ○市は、ひたちなか市、市川市及び富士市と「災害時相互応援に関する協定書」 を締結し、災害発生時に、被害を受けた市の要請にこたえ、応急対策活動及 び復旧対策を円滑に遂行するため、相互応援体制の充実を図っています。 ○市は、平成25年に岡崎市、佐久市、関ケ原町と、大規模災害が発生した場 (削除) ※ F に統合 合に、食料や生活必需品などの提供、職員の派遣などを行う「災害時相互応

援に関する協定」を締結し、応急対策や復旧活動が迅速かつ円滑に遂行でき

(削除) ※上に統合

(削除) ※上に統合

(削除) ※上に統合

○略

【課題】

○東日本大震災や熊本地震において、被災市町村では他自治体からの支援や広 域応援部隊等の受入体制が十分に整備されておらず、多くの混乱が生じまし た。

新

- ○略
- ○略
- ○「広域応援・受援体制の確立」のため、日頃から通信訓練や合同訓練等を実施し、<u>連携の強化</u>を図ることで実効性の確保に努める必要があります。

【取り組みの方向】

(略)

第2 受援体制の整備 市民安全部

市は、大規模災害で被災した場合に、<u>他自治体や広域応援部隊</u>からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため、受援体制の強化に努めます。

1 受援体制の整備

市は、災害の規模や応援ニーズに応じて円滑に他自治体や広域応援部隊等からの応援を受けることができるよう、応援を要する業務、応援要請の方法・手順、応援職員等の受入れに係る調整体制、活動拠点、必要な資機材等をまとめるとともに、訓練等でその内容を検証することで、実効性のある受援体制の整備を進めます。

(略)

第3 応援機関との連携強化 企画部、市民安全部

1 防災訓練の実施

るよう、応援体制の充実を図っています。

- ○市は、平成23年に米海軍厚木航空施設と「災害対応準備及び災害救援活動 に関する覚書」を締結し、相互の協力体制を強化する等、防災体制の充実を 図っています。
- ○本市が平成19年に加入した全国青年市長会では、災害相互応援に関する要綱を定め、災害時における応援体制の強化を図っています。
- ○施行時特例市各市は、被害を受けた市以外の市が相互に救援協力することを 目的とした協定を締結し、応援体制の充実を図っています。

○略

【課題】

- ○東日本大震災においては、支援が長期化し、被災市町村では、応援部隊等の 受援体制について十分な準備ができておらず、応援機関の職員の寝食を賄う 施設、体制について課題が残りました。
- ○略
- ○略
- ○「広域応援・受援体制の確立」のため、日頃から通信訓練や合同訓練等を実施し、連携を図ることが必要です。

【取り組みの方向】

(略)

第2 受入体制の整備 市民安全部

市は、大規模災害で被災した場合に、<u>円滑に他機関</u>からの人的・物的支援を 受け入れるための受入体制の強化に努めます。

1 活動拠点の体制整備

市は、応援部隊が円滑に応急対策活動を実施できるよう、その活動拠点をあらかじめ定めます。なお、防災関係機関に対し事前に活動拠点の周知を図ることで円滑な応援部隊の受け入れを実施します。

また、活動拠点には、無線等の通信機器を整備し、本部との連絡体制の確立 を図るととともに、地理に不案内な部隊への活動補佐等、的確な応援活動が迅 速に行えるよう体制を整備します。

(略)

第3 応援機関との連携強化 企画部、市民安全部

1 防災訓練の実施

市は、各応援機関と連携して、図上訓練等<u>により各機関との役割分担や災害</u>を想定した活動調整などを訓練することで、担当業務の習熟を図ります。

2 連絡体制の整備

市は、相互応援を円滑に行うため、平常時から<u>担当窓口や連絡先や連絡方法、</u> <u>応援要請の手続き方法などを共有することで実効性の確保を図ります</u>。 (略)

第4章 平常時の対策

第<u>16</u>節 <u>ボランティアの受入体制</u>の充実強化 【現状】

- ○阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した<u>新潟</u>県中越沖地震や東日本大震災等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。
- ○東日本大震災では、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地 支援に駆けつけましたが、迅速な<u>受入体制</u>の整備、被災地の細かなニーズの 把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が 明らかになりました。

【課題】

○略

○略○略

○大規模な災害が発生した場合、避難所等では<u>保健衛生や看護、介護に係る</u>専門職ボランティアの力が必要となります。

【取り組みの方向】

第 1 ボランティアの<u>活動環境</u>の整備 <u>福祉部、監査事務局</u>、市社会福祉協議 会

市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、<u>ボランティア</u> 団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティ

ΙF

市は、各応援機関と連携して、図上訓練等<u>の実践的な訓練を実施し、関係者</u>間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図ります。

2 情報の共有

市は、相互応援を円滑に行うため、平常時から<u>応援・受援体制の整備や情報</u>の共有化を図ります。

(略)

P 8 4

第4章 平常時の対策

第17節 ボランティア体制の充実強化

【現状】

- ○阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した<u>新潟</u>県中越沖地震等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。
- ○東日本大震災では、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地 支援に駆けつけましたが、迅速な<u>受け入れ体制</u>の整備、被災地の細かなニー ズの把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課 題が明らかになりました。

【課題】

○略

○略

○略

○大規模な災害が発生した場合、避難所等では<u>看護及び介護並びに福祉の</u>専門 職ボランティアの力が必要となります。

【取り組みの方向】

第1 ボランティアの受入体制の整備 監査部、市社会福祉協議会

市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、<u>災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や、必要な資機材の調達支援等、ボラン</u>ティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。

アの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進します。

第2 ネットワークづくりの推進 <u>福祉部、監査事務局</u>、市社会福祉協議会 (略)

第3 ボランティアの育成と充実 福祉部、監査事務局、市社会福祉協議会

(削除) ※同節第5へ移動

市と市社会福祉協議会は、連携して<u>災害</u>ボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。

さらに、ボランティアの性別や年齢、技能・特技等に応じ、その能力を発揮 し適切に活動できるよう体制づくりを整備します。

(略)

第5 災害時保健福祉専門職ボランティアの確保 福祉部、保健所

市は、大規模災害に備え、災害対策地区防災拠点等で活動する保健衛生、福祉及び介護の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録するとともに、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。

第4章 平常時の対策

第17節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

○<u>神奈川県による地震被害</u>想定調査報告書では、本市においても最大で400 万トンを超える災害廃棄物等の発生が想定されています。

【課題】

(略)

【取り組みの方向】

第2 ネットワークづくりの推進 <u>監査部</u>、市社会福祉協議会

第3 ボランティアの育成と充実 福祉部、<u>保健所部、監査部</u>、市社会福祉協 議会

市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。

<u>また、</u>市と市社会福祉協議会は、連携してボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。

さらに、ボランティアの性別や年齢、技能・特技等に応じ、その能力を発揮 し適切に活動できるよう体制づくりを整備します。

(略)

(新設)※第2章第4節から移動

P 8 5

第4章 平常時の対策

第18節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

○東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で約2,800万トン(平成26年3月末日現在)の災害廃棄物等が発生しましたが、本市でも大規模な災害が発生した場合において、大量の災害廃棄物等の発生が想定されます。

【課題】

(略)

【取り組みの方向】

 新
 旧

 (略)
 (略)

第5章 災害時の応急対策活動

第2節 災害情報の受伝達

(略)

第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、防災関係機関

(略)

2 広報手段

(略)

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、<u>ツイッター、</u>テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。 (略)

第5章 災害時の応急対策活動

第4節 医療救護・保健活動

第1 市立病院の活動 市立病院部

市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を 果たし、県<u>保健医療調整</u>本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救 護活動を実施します。

1 医療救護活動

(略)

- (2) 市立病院は、市内の救急病院やその他医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努めます。
- (3) 市立病院は、県<u>保健医療調整</u>本部と連携し、被災地内での医療<u>救護</u>活動を 実施するほか、DMATの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域<u>医療</u>搬送 等の<u>広域的な連携による</u>柔軟な医療救護活動を実施します。 (略)
- 第 2 医療救護活動 保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、市内救急病院、薬品会社、消防部、総括・情報班

市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、

P 9 0

第5章 災害時の応急対策活動

第2節 災害情報の受伝達

(略)

第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、防災関係機関 (略)

2 広報手段

(略)

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。

(略)

P 9 6

第5章 災害時の応急対策活動

第4節 医療救護・保健活動

第1 市立病院の活動 市立病院部

市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を 果たし、<u>県医療救護本部</u>や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。

1 医療救護活動

(略)

- (2) 市立病院は、市内の<u>救急告示病院</u>やその他医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努めます。
- (3) 市立病院は、<u>県医療救護本部</u>と連携し、被災地内での<u>応急医療活動</u>を実施するほか、DMATの派遣受援体制の整備や、重傷病者の<u>広域搬送</u>等の<u>広域連携</u>に<u>おける</u>柔軟な医療救護活動を実施します。 (略)

第 2 医療救護活動 保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)医療 関係団体、市内救急告示病院、薬品会社

市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、

次の方法により、医療救護活動を実施します。

次の体制により、医療救護活動を実施します。

1 医療救護活動体制

(1) 保健医療対策班

災害状況に応じ<u>て、</u>医療救護所<u>開設場所</u>の選定や、医療関係団体への要員の 派遣要請を実施します。

また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、 医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を 支援します。

また、市のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。

(削除)

(2) 医療救護班

市は、大規模災害が発生した場合、医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。

医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。

【医療救護体制】

1 医療救護活動体制

(1) 保健医療対策班

<u>災害対策本部の統括調整部に保健医療対策班を設置し、</u>災害状況に応じ<u>た医</u>療救護所の選定や、医療関係団体への要員の派遣を要請します。

また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、 医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を 支援します。

また、市<u>の保健医療対策班</u>のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市 長が判断したときは、県知事に対して県医療救護班の派遣要請を行います。

(2) 医療救護所

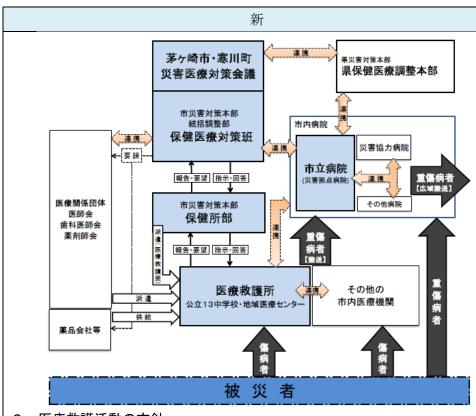
<u>医療救護所は、原則として公立中学校13校及び地域医療センターより、災</u> 害の状況を見定め必要な医療救護所を選定し、設置します。

(3) 医療救護班

市は、大規模災害が発生した場合、<u>市職員による</u>医療救護班を必要に応じて 編成し、医療救護所へ派遣します。

医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するとともに、医療関係団体や広域連携等の協力のもと、後方支援病院による重傷病者の収容、医薬品等の調達を実施します。

【医療救護体制】



2 医療救護活動の方針

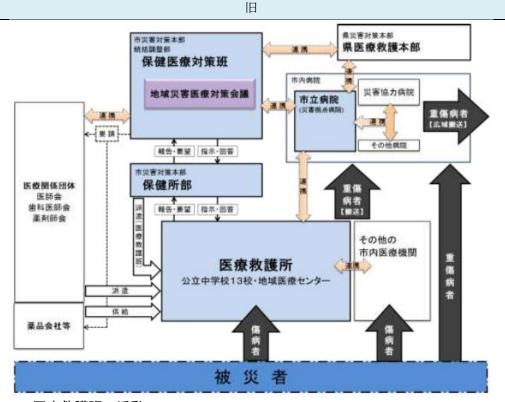
(1) 発災直後の応急医療

市は、医療関係団体の協力のもと対処します。

(2) 応急医療後の対処

応急医療は、医療機関の<u>稼働</u>状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、規模の縮小または中止をするものとします。なお、地域や医療救護所の状況等に応じ、医療救護活動を徐々に保健活動へシフトし、被災者の健康管理や内科的・精神的フォローを中心に活動を継続します。

(削除) ※同番1に統合



2 医療救護班の活動

- (1) 医療救護活動の方針
- <u>ア</u> 発災直後の応急医療 市は、医療関係団体の協力のもと対処します。
- <u>イ</u> 応急医療後の対処

応急医療は、医療機関の活動状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、規模の縮小または中止をするものとします。なお、地域や医療救護所の状況等に応じ、医療救護活動を徐々に保健活動へシフトし、被災者の健康管理や内科的・精神的フォローを中心に活動を継続します。

- (2) 医療救護班
- ア 医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護所において医療救 護活動を実施します。

新 イ 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、医療 救護班に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。 3 医療救護所における活動 (新設) (1) 医療救護班の活動 医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所におい て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するとともに、医療関係団体や広域応 援部隊等の協力のもと、後方医療機関による重症病者の収容、医薬品等の調達 を実施します。 (2) 医療関係団体の活動 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、医療救 護班に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。 (3) 医療救護班の業務内容 (3) 業務内容 ア トリアージによる治療優先順位の決定 ア トリアージによる治療優先順位の決定 イ 傷病者に対する応急処置 イ 傷病者に対する応急処置 ウ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 ウ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定 エ 助産の支援(助産施設の確保、調整) エ 助産の支援(助産施設の確保、調整) オ 医師による死亡の確認 オ 医師による死亡の確認 カ 避難所等における保健活動への協力 カ 避難所等における保健活動への協力 3 重傷病者の搬送及び収容 (削除)※同番5に統合 医療救護班は、医療救護を受けた者または助産が必要な者のうち、収容する 必要がある者を救急告示病院等の後方医療施設に搬送する手配をします。 (1) 搬送の方法 重傷病者の後方医療施設等への搬送は、原則として消防部が行います。た だし、消防部の搬送が困難なときは、保健医療対策班がその対策を講じます。 (2) 消防部による救助・救急 消防部は、大規模災害等により多数の傷病者が発生したときは、救助・救 急業務を効果的に実施します。 4 医療救護班が使用する医薬品等の確保対策 4 医薬品等の確保 (略) (略) (新設)※同番3から移動 5 後方医療機関等への搬送及び収容対応

医療救護班は、医療救護を受けた者または助産が必要な者のうち、収容する

必要がある者を救急病院等の後方医療機関に搬送する手配をします。

ア搬送の方法

重傷病者の後方医療機関等への搬送は、原則として消防部が行います。ただ

新

し、消防部の搬送が困難なときは、保健医療対策班がその対策を講じます。

イ 消防部による救助・救急

消防部は、大規模災害等により多数の傷病者が発生したときは、救助・救急 業務を効果的に実施します。

(2) 妊産婦等の搬送

医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、保健医療対策班と連携し、 妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受け入れ可能な助産施設や中核病院で ある市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をしま す。

(略)

第4 保健師による災害時の活動 市保健師 (保健師班)

(略)

2 保健活動

(略)

(1) 避難所支援活動

(略)

イ 避難者の処遇調整(福祉避難所等)

(略)

(2) 在宅支援活動

(略)

(削除)

- イ 在宅者への医療活動の現場調整
- ウ 在宅生活の衛生状態の確認及び環境調整
- 工 公衆衛生についての普及・啓発(食中毒、感染症等)
- オ 運動不足や閉じこもりを防ぐための健康教育
- (3) 支援者支援活動
- ア 被災者を支援する住民や職員の健康相談・助言及び健康管理
- イ 避難所管理責任者に対する支援者健康管理についての情報提供

5 助産活動の支援

医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、保健医療対策班と連携し、 妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受け入れ可能な助産施設や協力機関で ある市立病院、基幹病院である東海大学病院に搬送する手配をします。

旧

(略)

第4 保健師による災害時の活動 市保健師 (保健師班)

(略)

2 保健活動

(略)

(1) 避難所支援活動

(略)

イ 避難者の処遇検討(福祉避難所等)

(略)

(2) 在宅支援活動

(略)

- イ 在宅生活を送る被災者の処遇の検討
- ウ 在宅者への医療活動の現場調整
- エ 在宅生活の衛生状態の確認及び環境調整
- オ 公衆衛生についての普及・啓発(食中毒、感染症等)
- カ 運動不足や閉じこもりを防ぐための健康教育
- (3) 支援者支援活動
- ア 被災者を支援する住民や職員の健康相談・助言及び健康管理
- イ 責任者に対する支援者健康管理についての情報提供

旧

第5章 災害時の応急対策活動

第5節 津波対策

第1 津波注意報等の種類 市民安全部、消防部、横浜地方気象台

気象庁は、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて予報区ごとに津波注意報等を発表します。(本市に影響のある予報区は、「相模湾・三浦半島」です。)

津波注意報等の種類、解説及び津波の高さは次のとおりです。

| _ | 12 TI | W THUNG HIM I HIC | , | | |
|---|---|--------------------|-------------|-----------|--|
| | 八米石 | 津波高さ予想の区分 | 表現 | | |
| | <u>分類</u> | 伴似向で予念の区方 | 数值 | 定性的表現 | |
| | | 10m超 | <u>10m超</u> | | |
| | 大津波警報 | <u>5 m超~10 m</u> | <u>10 m</u> | <u>巨大</u> | |
| | | 3 m超~5 m | <u>5 m</u> | | |
| | 津波警報 | <u>1 m超~3 m</u> | <u>3 m</u> | <u>高い</u> | |
| | 津波注意報 | <u>2 0 cm∼ 1 m</u> | <u>1 m</u> | (なし)_ | |

- ※「津波高さ」とは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。
- 1 気象庁から発表される津波に関する情報
- (1) 各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さ
- (2) 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻
- (3) 実際に津波を観測した場合のその時刻や津波の高さ
- 第<u>2</u> 津波情報の伝達 総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防 部、消防団、横浜地方気象台

(略)

第<u>4</u> 応急対策活動の実施 下水道河川部、消防部、茅ケ崎警察署、自主防災 組織、消防団

(略)

第5 津波対策における留意事項 市民安全部、消防部、消防団

<u>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられます。遠地津波の場合は原因となる地震発生等からあ</u>

P 1 0 0

第5章 災害時の応急対策活動

第5節 津波対策

(新設)※第4章第5節より移動

第<u>1</u> 津波情報の伝達 総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防 部、消防団、横浜地方気象台

(略)

第<u>3</u> 応急対策活動の実施 下水道河川部、消防部、茅ケ崎警察署、自主防災 組織、消防団

(略)

(新設)※第4章第5節より移動

旧 る程度時間が経過した後、津波が襲来し、近地津波の場合は、原因となる地震 発生等から短時間のうちに津波が襲来します。 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘 導等が可能なことがありますが、近地津波で、安全な場所へ避難するための所 要時間がかかる場合は、水防活動等に従事する職員自身の避難行動がとれない 場合も考えられます。 このため、市は、水防活動等に従事する職員自身の安全を第一に考え、避難 誘導や水防活動を実施する上で、安全な避難時間を確保します。 第4 津波警報・大津波警報の解除 総括・情報班、災害時広報対策班、避難 第6 津波警報・大津波警報の解除 総括・情報班、災害時広報対策班、避難 所対策班 所対策班 (略) (略) P 1 0 2 第5章 災害時の応急対策活動 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策 第6節 避難対策 (略) (略) 第3 避難所の設置 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主 第3 避難所の設置 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主 防災組織 防災組織 (略) (略) 2 避難所の運営 2 避難所の運営 (略) (略) (7) 避難所におけるペット対応 (7) 避難所におけるペット対応 市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動 避難所におけるペットへの対応は、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面 物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフー に関する問題等から、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営 委員会を中心に、その対応を定めます。 ドの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行 うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所で の飼養に必要な支援を行います。 避難所運営委員会は、動物に対するアレルギーや衛生面の問題等を踏まえ できる限りペットと避難者の「住み分け」を行うこととし、ペットと人との動 線を分離することで接点をできる限り最小限とするとともに、避難所の近隣住 民の生活環境にも配慮しペットの飼養場所を確保します。

(ペットの飼養場所の確保方法の例)

○倉庫の利用

○遊具を利用した係留 ○テントやプレハブの設置

○ブルーシートを張ったサッカーゴールの利用○屋根や壁のある渡り廊下

(略)

4 教育の再開に向けた避難所運営

学校は、児童、生徒が教育を受ける場であるとともに、被災した子供たちの 安心感の回復やこころのケアの支援等を行う場でもあります。

よって、市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。

(略)

第7 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職

避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同 参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参 画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難 所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。

避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な<u>取組例</u>について は次のとおりです。

<取組事例>

- ○運営上の工夫(男女両方の運営組織への参画、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等による女性の意見の避難所運営への反映、性別や年齢等による役割の固定化の防止、多様な主体の意見を踏まえたルールづくり、男女両方の相談員の配置)
- ○救援物資の工夫(女性用の物資のニーズの把握、女性による配布)
- ○トイレの確保・設置場所の工夫(男女別の設置、ユニバーサルデザイン(男 <u>女共用)のトイレの設置、女性トイレの多めの設置、</u>場所や経路の防犯上の 安全性)
- ○プライバシーの確保(<u>間仕切りの設置、</u>男女別<u>や一人用</u>の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保、<u>避難者の個人情報管理の徹底</u>)
- ○妊産婦<u>・母子・乳幼児</u>への配慮(授乳・休息スペースの確保、<u>衛生的な環境</u> の確保、保健指導、緊急時の対応)
- ○防犯対策(トイレ・更衣室等への照明の設置、就寝場所や女性専用スペース のパトロールの実施)

旧

(略)

4 教育の再開に向けた避難所運営

(新設)※第4章第6節から移動

市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。

(略)

第7 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員

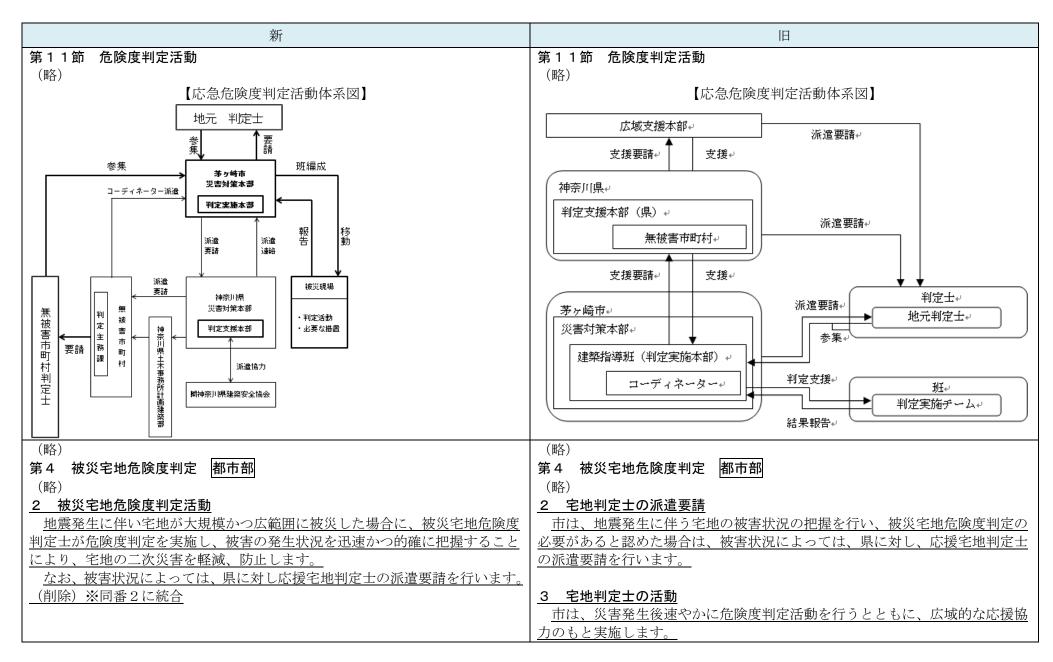
避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、<u>被災時の男女のニーズの違い等男女双方</u>の視点に配慮し、避難所における生活環境<u>を</u>常に良好なものとするよう避難所運営を実施します。

避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な<u>取り組み例</u>については次のとおりです。

- <取組事例>
- ○運営上の工夫(<u>運営委員に女性を入れる</u>、委員は女性に配慮し女性の意見を 代弁する等により、女性の意見を避難所運営<u>に</u>反映<u>させる。女性スタッフによる相談対応。</u>)
- ○救援物資の工夫(女性用の物資のニーズの把握、女性による配布)
- ○トイレの確保・設置場所の工夫(男女別の設置、設置場所や経路の防犯上の 安全性)
- ○プライバシーの確保(男女別の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保)
- ○妊産婦への配慮(授乳・休息スペースの確保、保健指導、緊急時の対応)

(新設)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| (略) | (略) |
| 第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福 | 第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福 |
| 祉部、都市部、建設部 | 祉部、都市部、建設部 |
| (略) | (略) |
| 4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 | 4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 |
| (略) | (略) |
| また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤 | また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤 |
| 独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニテ | 独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニテ |
| イの形成に努めるとともに、 <u>男女共同参画の視点に配慮し、多様な</u> 生活者の意 | イの形成に努めるとともに、 <u>男女双方の視点に立ち、女性をはじめとする</u> 生活 |
| 見を反映できるよう配慮します。 | 者の意見を反映できるよう配慮します。 |
| (略) | (略) |
| | P110 |
| 第5章 災害時の応急対策活動 第7節 帰宅困難者対策 | 第5章 災害時の応急対策活動 第3第 - 提京田耕夫対策 |
| | 第7節 帰宅困難者対策 |
| 第1 <u>帰宅困難者</u> の発生の抑制 <u>災害時広報対策班、施設管理者</u> (略) | 第 1 <u>一斉帰宅者</u> の発生の抑制 <u>災害時広報対策班、施設管理者</u> (略) |
| | P113 |
| 第5章 災害時の応急対策活動 | 『 1 1 3 第 5 章 災害時の応急対策活動 |
| 第3年 突日時の心心が深石動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 | 第8章 - 火日時の心态が采冶動 第8節 - 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 |
| 第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健 | 第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健 |
| 所部、市保健師(保健師班) | 所部、市保健師(保健師班) |
| (略) | (略) |
| 4 死亡小動物の収集処理及び逸走または負傷している犬猫等の保護収容 | 4 死亡小動物の収集処理及び逸走または負傷している犬猫等の保護収容 |
| (略) | |
| (2) 逸走しているペットまたは負傷している犬猫等の保護収容 | (2) 逸走または負傷している犬猫等の保護収容 |
| 市は、被災により逸走しているペットまたは負傷している大猫等について、 | 市は、被災により逸走または負傷している犬猫等について、「神奈川県仮設動 |
| 「神奈川県仮設動物救護センター」が開設されるまでの期間、「災害時における | 物救護センター」が開設されるまでの期間、「災害時における動物救護活動に関 |
| 動物救護活動に関する協定」に基づき、茅ヶ崎寒川獣医師会に治療や保護収容 | する協定」に基づき、茅ヶ崎寒川獣医師会に治療や保護収容等を要請します。 |
| 等を要請します。 | |
| (略) | (略) |
| | P 1 2 0 |
| 第5章 災害時の応急対策活動 | 第5章 災害時の応急対策活動 |



第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略)

第3 道路の応急復旧等 応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ケ崎警察署、自衛隊

新

(略)

4 国及び県による復旧の代行

国は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、県または市から要請があり、かつ県または市の工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復旧復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、県または市に代わり工事を行うことができる権限代行制度を活用し、県または市の復旧活動を支援します。

また、県についても、権限代行制度を活用し、必要があると認めるときはその事務の遂行に支障のない範囲で市の復旧活動を支援します。

5 障害物の除去

(略)

第5章 災害時の応急対策活動

第13節 ライフライン等の応急復旧活動

(略)

第4 都市ガス施設 東京ガス (株) 神奈川西支店

東京ガス(株)は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生 した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置の設置、非 常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行える よう、体制の整備に努めています。

1 体制の確立

災害発生した場合に対処するための非常体制は次のとおりです。

| 体制区分 | 適用条件 |
|----------|---------------------------|
| 第0次非常時体制 | 1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合 |
| 第1次非常時体制 | 1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 |
| | 2 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の |

P 1 2 2

第5章 災害時の応急対策活動

第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(略)

第3 道路の応急復旧等 応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ケ崎警察署、自衛隊

旧

(略)

(新設)

4 障害物の除去

(略) P 1 2 6

第5章 災害時の応急対策活動

第13節 ライフライン等の応急復旧活動

(略)

第4 都市ガス施設 東京ガス (株) 神奈川西支店

(新設)

1 通報・連絡

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとします。

| 新 | | |
|----------|-------------------------------|--|
| | 自然災害が発生し、または非常事態が発生した場合 | |
| 第2次非常時体制 | 1 震度6弱以上の地震が発生した場合 | |
| | 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧または低圧ブ | |
| | ロックを供給停止した場合 | |
| | 3 地震警戒宣言 (東海地震予知情報) が発表された場 | |
| | <u>合</u> | |
| | 4 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の | |
| | <u>自然災害の発生、または非常事態が発生した場合</u> | |

2 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に 努めます。

3 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行います。

4 災害時における情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握します。

(2) 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

<u>5 被害情報</u>

- (1) 対外対応状況 (地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・利用者等 への対応状況)
- (2) ガス施設等被害の状況及び復旧状況
- (3) ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料または応援部隊等に関する情報
- (4) その他の災害に関する情報

6 災害時における広報

(1) 広報活動

2 安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、 火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

旧

3 応急復旧

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、 非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施する とともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防 止及び被災者の生活確保を最優先に行います。

4 復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、実施します。

5 広報

災害時発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行います。

(新設)

| 新 | 旧 |
|---|------------------|
| 災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合に | |
| おいて、その状況に応じた広報活動を行います。 | |
| (2) 広報の方法 | |
| 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通 | |
| じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係 | |
| 機関とも必要に応じて連携を図ります。 | |
| 7 災害時における復旧用資機材の確保 | (新設) |
| (1) 調達 | |
| 各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、 | |
| 調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保します。 | |
| ア 取引先・メーカー等からの調達 | |
| <u>イ 被災していない他地域からの流用</u> | |
| ウ 他ガス事業者等からの融通 | |
| (2) 復旧用資機材置場等の確保 | |
| 災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ | |
| 調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治 | |
| 体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図ります。 | (der =11.) |
| 8 非常事態発生時の安全確保 | (新設) |
| (1) 危険予防措置 | |
| ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、 | |
| 火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。 | (新設) |
| 9 <u>災害時における応急工事</u> 応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、 | (利取 <i>)</i> |
| 北京の復日にあたっては、復日に促事する有の安生の確保に配慮した工で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施すると | |
| ともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止 | |
| 及び被害者の生活確保を最優先に行います。 | |
| 10 復旧対策 | (新設) |
| (1) 復旧計画の策定 | (VI) BA/ |
| 非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災し | |
| た地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行います。 | |
| ア被害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集 | |
| し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定します。 | |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| ①復旧手順及び方法 | |
| ②復旧要員の確保及び配置 | |
| ③復旧資機材の調達 | |
| ④復旧作業の期間 | |
| ⑤供給停止需要家への支援 | |
| ⑥宿泊施設の手配、食材等の調達 | |
| ⑦その他必要な対策 | |
| (2) 復旧作業の実施 | |
| 供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順に | |
| より行います。 | |
| アー高・中圧導管の復旧作業 | |
| ①区間遮断 | |
| <u>②漏えい調査</u> | |
| ③漏えい箇所の修理 | |
| ④ガス開通 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) | |
| <u>イ 低圧導管の復旧作業</u> | |
| ①閉栓作業 | |
| ②復旧ブロック内巡回調査 | |
| ③被災地域の復旧ブロック化 | |
| ④復旧ブロック内の漏えい検査 ②大工等、供外等、内側内等の混合い等手の検理 | |
| <u>⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理</u> ⑥本支管混入空気除去 | |
| <u>◎ 本文官は八至 </u> | |
| ③点火・燃焼試験(給排気設備の点検) | |
| <u> </u> | |
| <u>⊗ma</u> | P 1 3 7 |
| 第5章 災害時の応急対策活動 | 第5章 災害時の応急対策活動 |
| 第17節 ボランティア活動 | 第17節 ボランティア活動 |
| 第1 災害ボランティアセンターの開設 広域連携班、監査部、市社会福祉協 | 第1 災害ボランティアセンターの開設 広域連携班、監査部、市社会福祉協 |
| 議会 | 議会 |
| (路) | (略) |
| ※ <u>災害ボランティアセンター</u> での専門ボランティア受け入れは、専門機関に属 | ※ <u>ボランティアセンター</u> での専門ボランティア受け入れは、専門機関に属さな |

| 新 | 旧 |
|--|-------------------------------------|
| さない個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、 | い個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3 |
| 第3で示すとおりとする。 | で示すとおりとする。 |
| (略) | (略) |
| 第5 ボランティアの活動 総務部、監査部、市社会福祉協議会 | 第5 ボランティアの活動 総務部、監査部、市社会福祉協議会 |
| 市は、災害ボランティアセンターまたはボランティア活動に必要な資機材を | 市は、災害ボランティアセンターまたはボランティア活動に必要な資機材を |
| 確保・提供し、その活動を支援します。 | 確保・提供し、その活動を支援します。 |
| 1 主なボランティア活動 | 1 主なボランティア活動 |
| ○避難所での炊き出し、洗濯、物資の整理・配布等の手伝い | ○被災住宅の片付け |
| ○在宅避難者の買い物、家事等の生活の手伝い | <u>○引っ越しの手伝い</u> |
| ○家の片付け、引越しの手伝い | <u>○瓦れきの処理、選別</u> |
| ○被災者の話し相手 | ○避難所、在宅避難者、要支援者の生活・福祉ニーズの把握 |
| ○こどもの遊び相手、託児代行 ○ 3 1 2 11 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 | ○避難所の生活改善、生活情報の収集及び提供 |
| <u>○ペットの世話</u> | ○救援物資・生活物資の選別・管理、配達 |
| ○暮らしに必要な情報の提供支援 ○☆海豚会ぶんり イベント 関係 | |
| ○交流機会づくり、イベント開催 | P 1 4 2 |
| │ │第6章 復旧・復興対策 | 『 1 4 2 第 6 章 復旧・復興対策 |
| 第1節 復興体制の整備 | 第0章 後間で後央が東 |
| 第一郎 後突体前の走備 (略) | (略) |
| 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平 | |
| 常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策 | 常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策 |
| 定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あら | 定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あら |
| ゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点に配慮するよう務めます。 | ゆる地域生活者の視点、男女双方の視点に配慮するよう務めます。 |
| (略) | (略) |
| | P 1 5 0 |
| 第6章 復旧・復興対策 | 第6章 復旧・復興対策 |
| 第3節 生活再建支援対策 | 第3節 生活再建支援対策 |
| (略) | (略) |
| 第4 生活再建支援策 各項目参照 | 第4 生活再建支援策 各項目参照 |
| (略) | (略) |
| (3) 精神的支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部 | (3) 精神的支援 文化生涯学習部、福祉部、保健所部 |
| (略) | (略) |

利

ウ 男女共同参画の視点に配慮した精神的支援

市は、避難所や仮設住宅で生活する<u>被災者</u>が抱える多様な悩みに対応するため、<u>男性及び女性に対する相談体制を整備するとともに</u>、必要な支援及び助言を行います。

あわせて、男女が気兼ねなく集まれる機会を設ける等、男女が共に助け合い、 精神的負担を緩和し、1日も早く平常な生活を再開できるよう支援を行います。 (略)

第6章 復旧・復興対策

第4節 復興対策

第1 復興計画の策定 企画部、都市部

(略)

2 地域と市民の絆で築く復興計画

市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。

なお、その計画の策定においては、あらゆる機会<u>において</u>、地域生活者や<u>男女共同参画</u>の視点に配慮し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全<u>に</u>安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向け<u>て</u>取り組みます。

(略)

旧

ウ 男女双方の視点に配慮した精神的支援

市は、避難所や仮設住宅で生活する<u>女性</u>が抱える多様な悩みに対応するため、 女性相談員等による相談の実施や、必要な支援及び助言を行います。

あわせて、男女が気兼ねなく集まれる機会を設ける等、男女が共に助け合い、 精神的負担を緩和し、1日も早く平常な生活を再開できるよう支援を行います。 (略)

P 1 5 1

第6章 復旧・復興対策

第4節 復興対策

第1 復興計画の策定 企画部、都市部

(略)

2 地域と市民の絆で築く復興計画

市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。

なお、その計画の策定においては、あらゆる機会で、地域生活者や<u>男女双方</u>の視点に配慮し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向け取り組みます。

(略)